

小高町・鹿島町・原町市

南相馬市
新市建設計画

～山・川・海 豊かな自然が心をひとつにつなぐまち～

南相馬市（平成28年 3月改訂）

南相馬合併協議会（平成16年12月策定）

もくじ

第1章 新市建設計画の方針	1
1 合併の必要性.....	1
(1) 時代背景からみた合併の必要性.....	1
(2) 地域特性からみた合併の必要性.....	2
2 計画の策定方針.....	4
(1) 計画の趣旨.....	4
(2) 計画の構成.....	4
(3) 計画期間.....	4
(4) その他.....	4
第2章 地域の概況と新市としてのまちづくり方向の検討	5
1 地域の概要.....	5
(1) 位置・地勢・面積.....	5
(2) 人口・世帯の状況.....	6
(3) 土地利用の状況.....	8
(4) 道路・交通条件.....	9
(5) 産業の状況.....	10
2 新市としてのまちづくりの方向性.....	12
(1) 新市として新しいまちづくりに取り組む条件の検討.....	12
(2) 新市として目指すべきまちづくり方向の検討.....	16
第3章 新市建設の基本方針	18
1 新市・合併の基本理念.....	18
2 新市の将来像.....	19
(1) 新市まちづくりの基本理念.....	19
(2) 新市の将来像.....	20
3 将来像実現のための基本目標.....	21
(1) 新しいまちづくりの6つの基本目標.....	21
4 土地利用の基本方向.....	24
(1) 土地利用の基本方針.....	24
(2) ゾーン別土地利用の方向.....	25
5 将来指標の見通し.....	28
(1) 人口・世帯数.....	28
(2) 就業構造.....	29
第4章 新市の施策	30
1 水と緑の自然を生かした環境重視のまちづくり.....	31
(1) きれいな生活環境のまちづくり.....	31

(2)	市民憩いの場創出のまちづくり	32
(3)	水環境にやさしいまちづくり	33
(4)	資源循環と環境衛生のまちづくり	34
2	高速交通時代に対応する高付加価値産業のまちづくり	35
(1)	元気な農林水産業のまちづくり	35
(2)	活気ある商業・工業・サービス業育成のまちづくり	36
(3)	魅力ある観光のまちづくり	38
(4)	働きやすい環境づくり	39
3	7万都市にふさわしい安全・安心で賑わいのあるまちづくり	41
(1)	新市の求心力を高める市街地整備	41
(2)	快適な広域交通体系の構築	41
(3)	市民に便利な情報通信基盤整備	42
(4)	安全で安心して暮らせるまちづくり	44
4	地域ぐるみで支え合う健康・福祉のまちづくり	46
(1)	地域に即した福祉基盤・健康づくり	46
(2)	安心して子育てできる環境づくり	47
(3)	元気な高齢者のまちづくり	48
(4)	障がい者の自立を目指すまちづくり	49
5	個性が光るいきいき生涯学習・スポーツのまちづくり	51
(1)	個性が光る生涯学習・生涯スポーツのまちづくり	51
(2)	歴史・文化の継承と芸術文化のまちづくり	52
(3)	生きる力を育む学校づくり	53
(4)	特色を生かした市民交流のまちづくり	55
6	市民が主役・住民自治のまちづくり	56
(1)	住民主体のまちづくり	56
(2)	市民にわかりやすいまちづくり	57
(3)	男女共同参画社会の確立	60
第5章	県事業の推進	61
1	福島県の役割	61
2	新市における福島県事業	61
第6章	公共施設の統合整備の方針	63
1	統合整備の基本的考え方	63
第7章	財政計画	64
1	合併による財政への効果	64
2	策定の基本的考え方	65
3	財政計画	67

第1章 新市建設計画の方針

1 合併の必要性

(1) 時代背景からみた合併の必要性

小高町・鹿島町・原町市の合併の必要性について、新市をめぐる時代背景を踏まえてまとめると、以下のとおりとなります。

地方分権の推進と協働のまちづくりのために

地方分権が今まさに実行段階となり、これからの市町村には、国や県が定めた事業を行うのではなく、自らの判断と責任で施策を実行していく能力、すなわち、自主的・自立的な行政運営を行える政策立案能力・行政執行能力が強く求められ、多様な人材の発掘・育成や組織体制の再編整備など、人材・組織両面にわたる行政能力の大幅な強化が必要です。

また、国の財政構造改革による地方交付税や補助金等の削減等により、本地域においても、3市町ともに今後の財政状況はさらに厳しさを増すことが見通され、現行の行政サービス水準を維持していくことが困難になることが予想されることから、財政基盤の大幅な強化が必要となっています。

さらに、このような厳しい財政状況の中で地方分権を積極的に推進し、個性豊かで自立したまちづくりを進めていくためには、行財政改革など行政側の自律に加え、住民主導、住民参画・協働によるまちづくりが必要不可欠な要素となります。

これらの課題を解決するため、本地域3市町は合併し、地方分権の受け皿にふさわしい確固たる行財政体制の確立や経費削減及び国の財政支援措置の活用を図るとともに、地域の特性を生かし、地域の特性を尊重しながらより多数かつ多分野にわたる住民参画・協働体制の確立や住民団体、ボランティア、NPO等の連携・一体化を進めていくことが必要です。

少子・高齢化への対応等、高度化、多様化する行政課題に対応するために

少子・高齢化の急速な進行は、社会経済の仕組みそのものを大きく変えようとしており、「生産年齢人口、税金を負担する人が減る」社会が到来することになります。本地域においても、今後少子・高齢化が急速に進行することが見通されて

おり（第3章の5 将来指標の見通し参照）保健・医療・福祉分野での行政の役割や負担がますます増大し、特に社会保障にかかる財政負担は極めて多大なものになることが見込まれ、これまでのサービスを維持していくことが困難になることが予想されます。

また、社会環境の変化に伴い、環境保全や情報化、都市基盤整備、産業振興等の分野においても、行政課題はますます高度化、多様化していくことが見込まれます。

このような状況に対応していくためには、財政基盤の強化をはじめ、専門職員の配置・増強、各種公共施設の効率的な活用と適正配置の推進など、総合的な行財政能力の強化が必要となります。

これらは、単独の市町村で対応できることではなく、3市町が合併して、管理部門のスリム化により特にマンパワーの強化が求められる住民サービス部門の維持・向上を進めるなど、アウトソーシングを含め総合的な対応が必要です。

（2）地域特性からみた合併の必要性

3市町の地域の実態に即した合併の必要性について、各市町の現状や地域条件等を踏まえてまとめると、以下のとおりとなります。

住民の実際の生活圏・経済圏に即した一体的・効率的なまちづくりのために

3市町は東部に太平洋が広がり、西部は阿武隈高地が連なり、おおむね西高東低の形態をなし、地理的な近接性に加え、古くから相馬中村藩に属することなどから、歴史・文化、経済、生活等、多くの面で共通性と結びつきを持ってきました。特に通勤・通学、買物、通院等の住民の日常生活や民間の経済活動は、現在、その多くが「3市町内」という範囲で行われており、既に一体的な日常生活圏・経済圏が形成されているといえます。

また、行政面においても、ごみ・し尿処理、消防・救急、介護福祉等の分野で、それぞれ近隣市町村と連携して一部事務組合を設立し、共同事業を行っているほか、3市町を含めた相馬地方広域市町村圏組合において、地域の活性化を図る多様な地域振興施策を展開するなど、連携・一体化が進んでいます。

このように、住民の日常生活圏・経済圏として、また行政面でも連携・一体化

が進んでいる状況の中で、現在の行政区域があることは、土地利用や都市計画、道路整備等の都市基盤の整備をはじめ、地域一体となった総合的な取り組みが必要な分野においては、効率面や整合性の面で制約要因になっているともいえます。

このため、3市町は、住民の生活や経済活動の実態に見合った枠組みで合併し、住民ニーズに即した一体的・効率的なまちづくりを進めていくことが必要です。

相双地域の拠点として、自立度の高い特色ある産業都市を再構築し、地域活力を維持・強化するために

本地域は東に太平洋、西に阿武隈高地をのぞむ美しく雄大な自然条件や、東部の平坦地を中心とする広大で肥沃な土地条件を有し、相双地域の中央に位置する交通の要衝です。この立地条件等を生かし、これまで県内有数の穀倉地帯、花きや野菜の産地として、またエネルギー立地のまち、製造業を中心とする工業のまちとして発展してきました。

また、海洋資源を生かした漁業や広大な森林を生かした林業、中心市街地を中心とする商業、特色ある自然・歴史・文化資源等の地域資源を生かした観光等の振興に努めてきました。

しかし、依然として人口減少が続いているほか、長引く不況や地域間競争の激化等、産業を取り巻く環境の大きな変化の中で、近年、地域経済は総体的に低迷状態が続いており、これに伴い雇用環境も厳しさを増し、将来的な地域活力の低下が懸念されています。

このような中で、今後とも本地域が活力ある地域として持続的に発展していくためには、農業と工業を核とした特色ある産業資源をこれまで以上に有効に活用して自立度の高い特色ある産業都市を構築し、競争力を強化することが必要です。

このため、今こそ3市町は合併して、生産規模・市場規模の拡大効果を生かすとともに、それぞれの市町が培ってきた技術・資源の共有化や一体的な基盤整備など、単独の市町では困難な総合的な産業振興施策を打ち出していくことが必要です。

2 計画の策定方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、小高町、鹿島町、原町市の3市町からなる新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画の実現に努めることにより3市町の地域の特性を生かし、速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展、個性的で魅力あるまちづくりをめざすものです。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的な内容については、本計画に基づき、新市において作成する基本計画や実施計画などに委ねるものとし、ます。

(2) 計画の構成

本計画は、新市建設の基本方針(将来像)、主要な施策、公共施設の統合整備方針、県事業及び財政計画を中心として構成します。

(3) 計画期間

新市建設の基本方針(将来像)については、将来を展望した長期的な視点に立つものとし、主要施策、財政計画については、合併後20年間(平成17年度から平成37年度まで)について定めるものとし、ます。

(4) その他

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮するとともに、地域のバランスや財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとし、ます。

また、財政計画については、地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、健全な財政運営が行われるよう留意するものとし、ます。

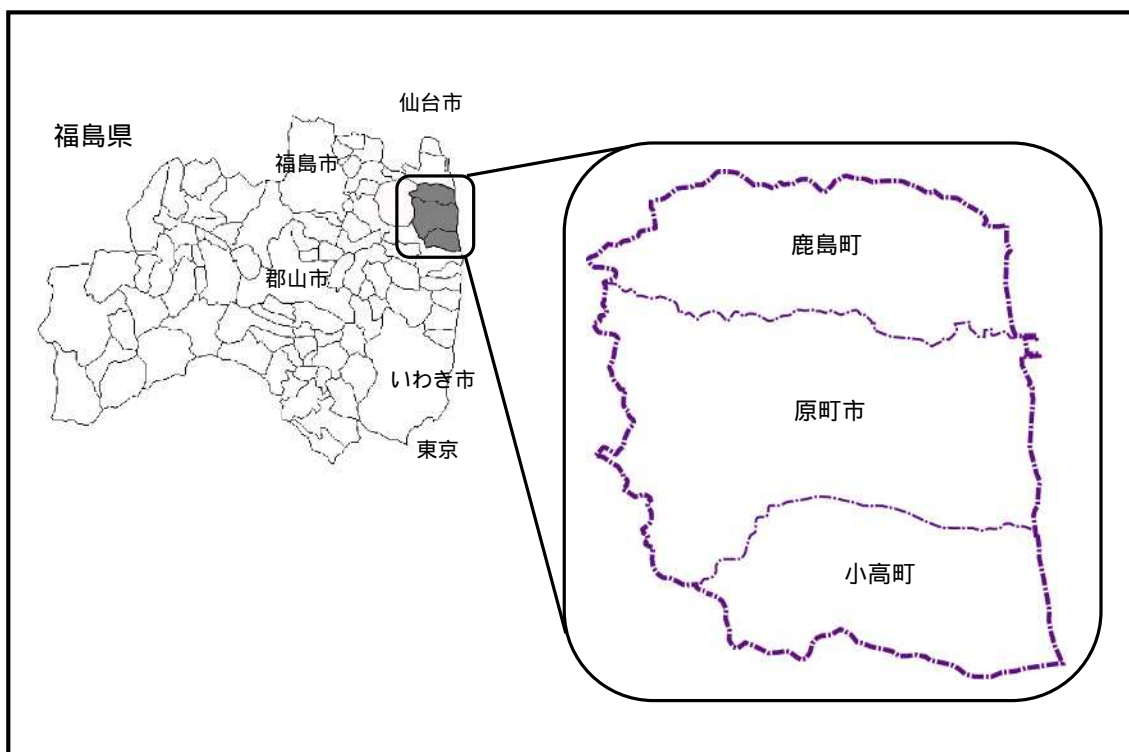
第2章 地域の概況と新市としてのまちづくり方向の検討

1 地域の概要

(1) 位置・地勢・面積

新市は福島県の北東部に位置し、東部は太平洋が広がり、西部は阿武隈高地の裾野にあたる丘陵地が連なっています。広域的にみると、新市中心部から県都福島市まで約60 km、郡山市まで約90 km、いわき市まで約70 kmの距離にあります。また、現在建設工事が進められている小高町～原町市～鹿島町を通る常磐自動車道（本計画では、平成23年度供用見込みとします）はさらに仙台延伸が予定されており、東京まで約300 km、仙台市まで約70 kmの距離にある新市は、今後一層、発展可能性が高まることが予想されます。新市の総面積は398.5k m²で、合併すると県内第5位の面積になります。東から西へ向かうに従い標高が高くなり、海拔約2 m～約600 mで、平坦部となだらかな丘陵地で形成されています。河川は、二級河川の真野川と新田川が主流となり、その他、小高川、太田川などが東西に流れ、太平洋に注いでいます。

新市の位置図



(2) 人口・世帯の状況

総人口の推移

新市の総人口は75,246人(平成12年国勢調査)で、合併すると県内第5位の人口規模になります。昭和60年以降の状況をみると、昭和60年の77,139人から平成7年の77,860人までは増加傾向で推移していましたが、平成12年には75,246人に減少しています。市町別の総人口の推移をみると、昭和60年以降、小高町・鹿島町では減少傾向にあり、原町市は平成7年まで増加し5万人を超えましたが、平成12年には再び5万人を切っています。

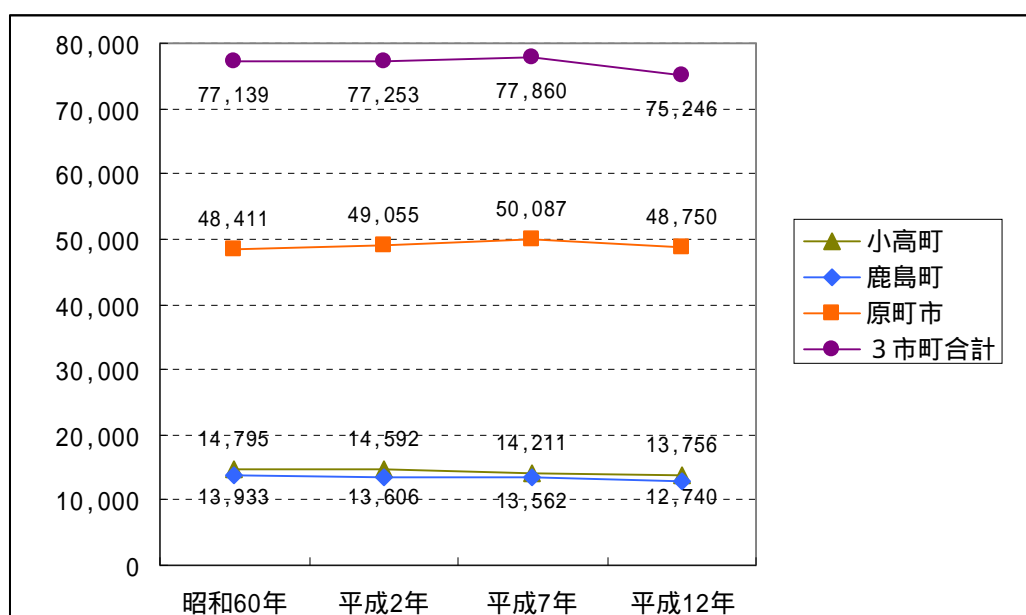
総人口の推移

(単位：人、%)

市町名	年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	年平均伸び率		
						S60~H2	H2~H7	H7~H12
小高町		14,795	14,592	14,211	13,756	0.28	0.53	0.65
鹿島町		13,933	13,606	13,562	12,740	0.47	0.06	1.24
原町市		48,411	49,055	50,087	48,750	0.26	0.42	0.54
合計		77,139	77,253	77,860	75,246	0.03	0.16	0.68

資料：国勢調査

総人口の推移



年齢階層別人口の推移

新市の年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）は昭和60年の18,002人（23.3%）から平成12年には11,361人（15.1%）へ、生産年齢人口（15～64歳）は同じく49,659人（64.4%）から47,208人（62.7%）へと推移し、人数、構成比率ともに減少傾向にあります。

一方、老年人口（65歳以上）は9,478人（12.3%）から16,451人（21.9%）へと推移し、人数、構成比率ともに大幅に増加しています。高齢化率は20%を超え、県平均（20.3%）や全国平均（17.3%）を上回り、少子・高齢化が急速に進行しています。

年齢階層別人口の推移

（単位：人、%）

項目	年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	年平均伸び率		
						S60-H2	H2-H7	H7-H12
総人口		77,139	77,253	77,860	75,246	0.03	0.16	0.68
年少人口 (14歳以下)		18,002 (23.3%)	15,810 (20.5%)	13,512 (17.4%)	11,361 (15.1%)	2.56	3.09	3.41
生産年齢人 (15歳～64歳)		49,659 (64.4%)	49,839 (64.5%)	50,142 (64.4%)	47,208 (62.7%)			
老年人口 (65歳以上)		9,478 (12.3%)	11,513 (14.9%)	14,206 (18.2%)	16,451 (21.9%)	3.97	4.29	2.98

注) 総人口には、平成2年に91人、平成12年に226人の年齢不詳を含む。 資料：国勢調査

世帯の推移

新市の世帯数は、昭和60年の19,529世帯から平成12年の22,435世帯へと増加し、この15年間で約2,900世帯の増加となっています。一世帯当人数は、昭和60年の3.95人から平成12年の3.35人へと減少を続けており、核家族化が続いていることを示しています。

世帯数・一世帯当人数の推移

単位：世帯、人）

項目	年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
世帯数		19,529	20,520	22,550	22,435
一世帯当人数		3.95	3.76	3.45	3.35

資料：国勢調査

(3) 土地利用の状況

新市の土地利用の状況(平成14年1月1日現在)は、「山林」が52.29%と最も多く、次いで農地の「田・畑」が24.64%となっており、一方、「宅地」は4.73%と少なく、自然的土地利用面積が大半を占めています。

農業振興地域の状況(平成14年度)は、主力産業である農業の振興を図るため、各市町とも市町域の半分以上が農業振興地域に指定されており、特に鹿島町では町域の大部分が農業振興地域となっています。

都市計画区域等の状況(平成14年度)は、3市町とも都市計画区域の指定が行われ、市街地環境づくりが進められています。

現在、3市町を南北に縦貫する常磐自動車道の建設が進められており、東京や仙台などとの時間的距離が飛躍的に短縮するため、新市を取り巻く環境も多方面にわたり変化することが予想されます。高速交通網の整備とともに、広域的視点に立った拠点都市としての整備が課題となっています。

土地利用の状況

(単位：km²、%)

項目 市町名	田・畑	宅地	山林	牧場	原野	雑種地	その他	総数
小高町	27.27 (29.66)	3.8 (4.13)	45.27 (49.23)	0.1 (0.11)	1.71 (1.86)	1.67 (1.82)	12.13 (13.19)	91.95 (100)
鹿島町	28 (25.91)	3.38 (3.13)	49.15 (45.49)		2.92 (2.70)	2.75 (2.54)	21.86 (20.23)	108.06 (100)
原町市	42.94 (21.63)	11.68 (5.89)	113.94 (57.40)		2.54 (1.28)	5.45 (2.75)	21.94 (11.05)	198.49 (100)
合計	98.21 (24.64)	18.86 (4.73)	208.36 (52.29)	0.1 (0.02)	7.17 (1.80)	9.87 (2.48)	55.93 (14.04)	398.50 (100)

資料：固定資産概要調書(平成14年1月1日現在)

(4) 道路・交通条件

新市の道路網は、国道6号線と、14路線の県道を主軸として構成されています。

現在、3市町を南北に貫く常磐自動車道の建設が進められており（本計画では、平成23年度供用見込みとします）国道・県道などの幹線道路との道路網の整備とともに、市町道などの生活道路の整備が課題となっています。

鉄道については、3市町の平野部をJR常磐線が走っており、上野 - 仙台間を結んでいます。駅は小高町に桃内駅と小高駅、原町市に磐城太田駅と原ノ町駅、鹿島町に鹿島駅の合計5駅があります。

路線バスについては、現在、福島交通㈱、常磐交通自動車㈱が原ノ町駅等から運行されているほか、各市町が独自にバス事業者に委託している市町村生活バスも運行されています。3市町を循環する路線バスや福祉バス等の一体的運用の検討など、利用者のニーズに即したバス便の充実の見直しが課題となっています。

また、小高町では平成13年6月から「おだかe - まちタクシー」がスタートし、高齢者や交通弱者の足となって利用者に喜ばれています。今後、市民のニーズに即し、新しい視点に立った公共交通のあり方について検討していく必要があります。

主要な道路・交通網



(5) 産業の状況

就業人口

新市の就業人口総数は 37,577 人（平成 12 年国勢調査）となっており、平成 7 年と比べると、2,350 人の減少となっています。産業別でみると、第 1 次産業が 3,291 人、第 2 次産業が 14,540 人、第 3 次産業が 19,634 人となっており、第 3 次産業を除く第 1 次・第 2 次産業では減少傾向にあります。構成比率では、第 1 次産業が 8.8%と約 1 割弱となっており、第 2 次産業が 38.7%と 4 割弱、第 3 次産業が 52.3%と 5 割強を占めています。

就業人口の推移

(単位：人、%)

項目	年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	年平均伸び率		
						S 60 ~ H 2	H 2 ~ H 7	H 7 ~ H 12
総人口		77,139	77,253	77,860	75,246	0.03	0.16	0.68
就業人口総数		38,122	38,501	39,927	37,577	0.20	0.73	1.21
第 1 次産業		6,951 (18.2)	4,944 (12.8)	3,685 (9.2)	3,291 (8.8)	6.59	5.71	2.24
第 2 次産業		14,771 (38.7)	16,392 (42.6)	17,211 (43.1)	14,540 (38.7)	2.10	0.98	3.32
第 3 次産業		16,400 (43.0)	17,165 (44.6)	19,014 (47.6)	19,634 (52.3)	0.92	2.07	0.64
就業率		(49.4)	(49.8)	(51.3)	(49.9)	-	-	-

注) 平成 7 年、平成 12 年の就業人口総数には分類不能を含む。

資料：国勢調査

第 1 次産業：農業・林業・水産業・畜産業

第 2 次産業：製造業・建設業・鉱業・工業・

第 3 次産業：第 1 次産業にも第 2 次産業にも分類されない産業

産業別状況

< 農業 >

3 市町は、これまで水稻や畑作を中心とした農業を基幹産業として発展してきました。しかし、農産物の輸入自由化による価格低迷や消費の低迷による米の生産調整の恒常化、さらには後継者不足による耕作放棄地の増加などから、農村地域の活力低下や生産構造の弱体化の傾向もみられます。このことから米を中心としながらも、野菜や花卉などの栽培が行われています。

< 林業 >

新市の林野面積は 217 平方キロメートルで、うち国有林が 87 平方キロメートル、民有林が 130 平方キロメートルとなっており、林家数は 1,625 戸となっています。

林業においても、外材の輸入増加による木材価格の低迷など取り巻く情勢は厳しさを増しており、このような中、木材生産機能とともに森林の持つ多面的機能の維持・向上に向けた、持続可能な森林経営が課題となっています。

< 漁業 >

漁業は、真野川の河口付近に第2種漁港の「真野川漁港」があり、相馬双葉漁業協同組合に所属し、鹿島町に支所があり、船曳網漁業を中心に、刺し網漁業、貝桁網漁業などが行われています。また、3市町では鮭ふ化放流や内水面漁業放流事業などを行っています。しかし、後継者不足や水揚げの減少など状況は厳しく、今後、就業機会の創出等による地区の活性化が求められています。そのためには、水産物直販施設の整備や継続的な漁港の整備など漁業振興策の充実が求められています。

< 工業 >

新市の工業は、電気・一般機械器具を中心とし、地場企業と誘致企業が互いに協調してきました。しかし、長引く不況や経済のグローバル化、それに伴う生産拠点の海外移転等による空洞化の問題が表面化する中、本地域の工業も総体的に停滞傾向にあります。新市の事業所数は285事業所、従業者数は7,299人、製造品出荷額等は約1,140億円(平成13年工業統計調査)となっています。近年の推移をみると、事業所数、従業者数、製造品出荷額等ともに減少傾向にあります。

< 商業 >

新市の商業は、車社会の一層の進展、長引く不況や人口減による個人消費の減少、大型商業施設の進出等により、既存商店街の衰退が進むなど、取り巻く環境は厳しさを増しています。

新市の卸売業、小売業を合わせた商店数は1,104店、従業者数は6,125人、年間販売額は約1,477億円(平成14年商業統計調査)となっています。前回調査(平成11年)と比較すると、商店数、従業者数、年間販売額ともに減少しています。

商業の振興は、若年層を中心に強く望まれており、若者の定住促進のためにも市街地商業の活力回復は大きな課題となっております。

< 観光 >

新市は、海と緑に囲まれ豊かな自然を有しているほか、歴史資源、芸術・文化・スポーツ資源をはじめ、公園、イベント、祭りなどの観光資源があり、平成14年度には約84万人の観光客が訪れています。しかし、観光客のほとんどが日帰り客となっていることなどから、豊富な観光資源の一層の活用や広域的連携による一体的な滞在型の観光地づくりが必要となっています。

2 新市としてのまちづくりの方向性

(1) 新市として新しいまちづくりに取り組む条件の検討

3 市町のこれまで取り組んできたまちづくりの方向

3市町の現行の総合計画から、これまで取り組んできたまちづくりの基本目標、将来像、重点施策等をまとめると次のとおりです。

現行の総合計画にみる3市町のまちづくり方向

	将来像・まちづくり理念	重点施策等
小高町 (第4次振興計画 2002～2011)	将来都市像 「人うごき心うごかす本気まち」	将来都市像を支える5つの柱 美しい快適環境をつくる 創造性に満ちた産業をつくる 豊かな人間性を育む みんなの福祉を進める ふれあいで明日を拓く
鹿島町 (第4次振興計画 2003～2012)	まちづくりのテーマ 「いきいきと心豊かなふる里 健康と福祉のまち鹿島」 ～住んでみたいまち 住み続けたいまち、の創造～	戦略プロジェクト ふる里の森整備 サービスエリア拠点整備 牛島開発整備 主要プロジェクト 健康と福祉のまちプロジェクト 人づくりによるまちづくりプロジェクト 活力ある循環型産業開発プロジェクト 環境共生の地域振興プロジェクト 行財政改革プロジェクト
原町市 (第3次総合計画 1996～2005)	まちづくりの理念 「豊かで快適な生活文化都市」 ～快適、安心、活力のまち	リーディングプロジェクト 仕事づくりプラン 安全で安心なまちづくりプラン 資源循環型まちづくりプラン 生涯学習のまちづくりプラン いきいき交流のまちづくりプラン 高速交通体系を生かしたまちづくりプラン まちなか活性化プラン 電子行政のまちづくりプラン

これらから、3市町の現行のまちづくりに共通した方向性やキーワード等をみると、以下のとおりであり、新市においても重点的に取り組む方向がみえてきます。

- ・高齢化や少子化に対応する「健康・福祉」や「安心」のまちづくりを重視している
- ・豊かな自然を大事にし「環境との共生」や「資源循環型」のまちづくりを重視している
- ・常磐自動車道の延伸に対応しインターチェンジやサービスエリアの開設を踏まえた「産業振興」や「観光交流」をおこして活力あるまちづくりの実施を目指している
- ・若者が定住する「人づくり」「生涯学習」のまちづくりを目指している。特に雇用の場の確保を図って若年層の定住を促すため「仕事づくり」「農業の見直しや地域に即した新産業づくり」「通勤圏域の拡大」などを重点に掲げている
- ・まちづくりを進めるにあたっては、住民と行政の「協働と参画」や「住民主導」のまちづくりを目指している

新市として生かすべき地域特性・地域資源

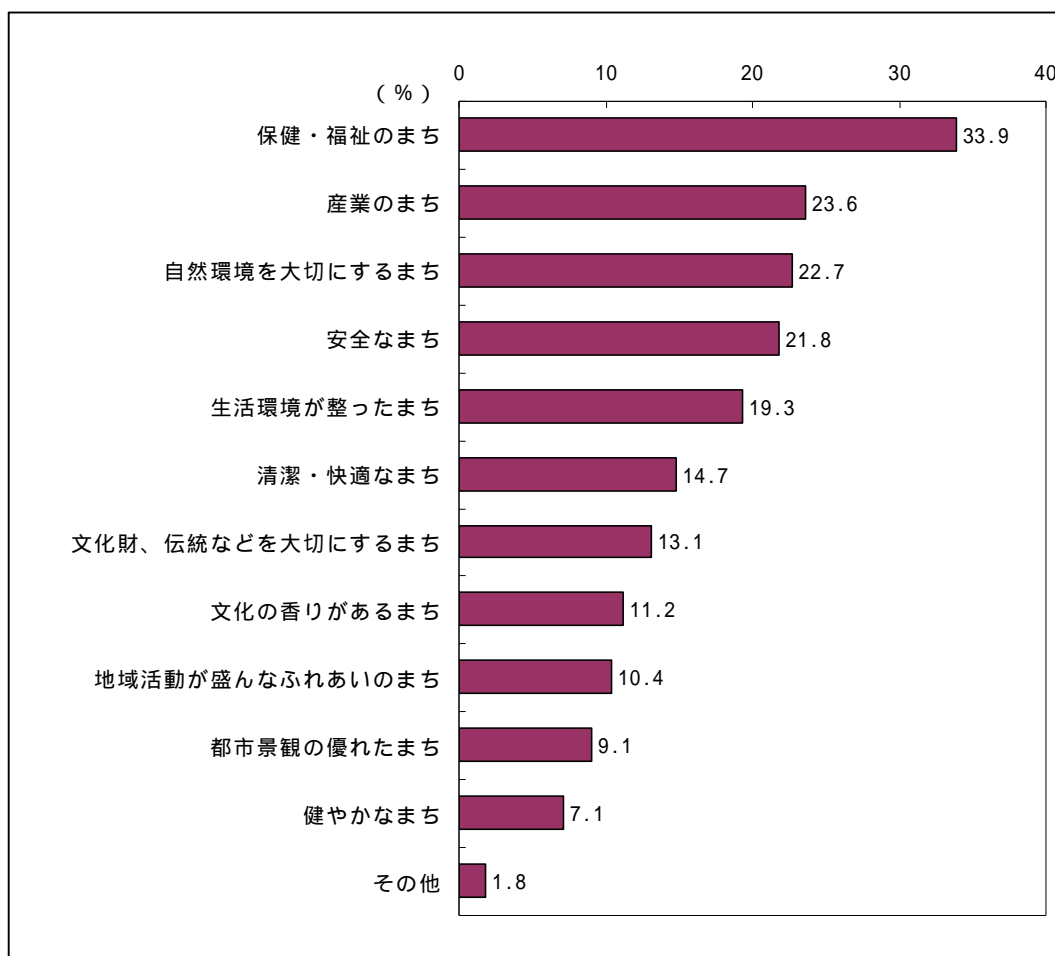
3市町が合併して新市となった場合に、新市として新しいまちづくりを進めるにあたって活用すべき地域特性・地域資源は大きくみて次の5項目にまとめられます。

- ・3市町が一体となることにより、山、川、海の自然生態が一体となることや耕種農家と畜産農家もそれぞれ全体規模が拡大することなどから、循環型の地域構造の確立条件が高まること
- ・常磐自動車道の仙台延伸工事が進められ、新市内にインターチェンジやサービスエリアの開設も計画されていることから、首都圏や仙台都市圏とのアクセス・交流条件が飛躍的に高まること
- ・3市町は歴史的にみても日常生活圏でみても原町市を中心に一体性、同一性があり、しかも新市となって7万強の都市となり、相双地域の有力拠点としての位置づけが高まること
- ・3市町が一体となることにより、産業構造が相互に補完し合い、第1次産業から第3次産業まで多様で足腰の強い産業のまちとしての性格を有することになること
- ・これまで3市町とも住民参画のまちづくり、住民主導のまちづくりを進めてきており、これからのまちづくりの基本となる参画と協働のまちづくりを一層推進する基盤が整っていること

アンケート結果にみる新しいまちづくりに対する住民ニーズ

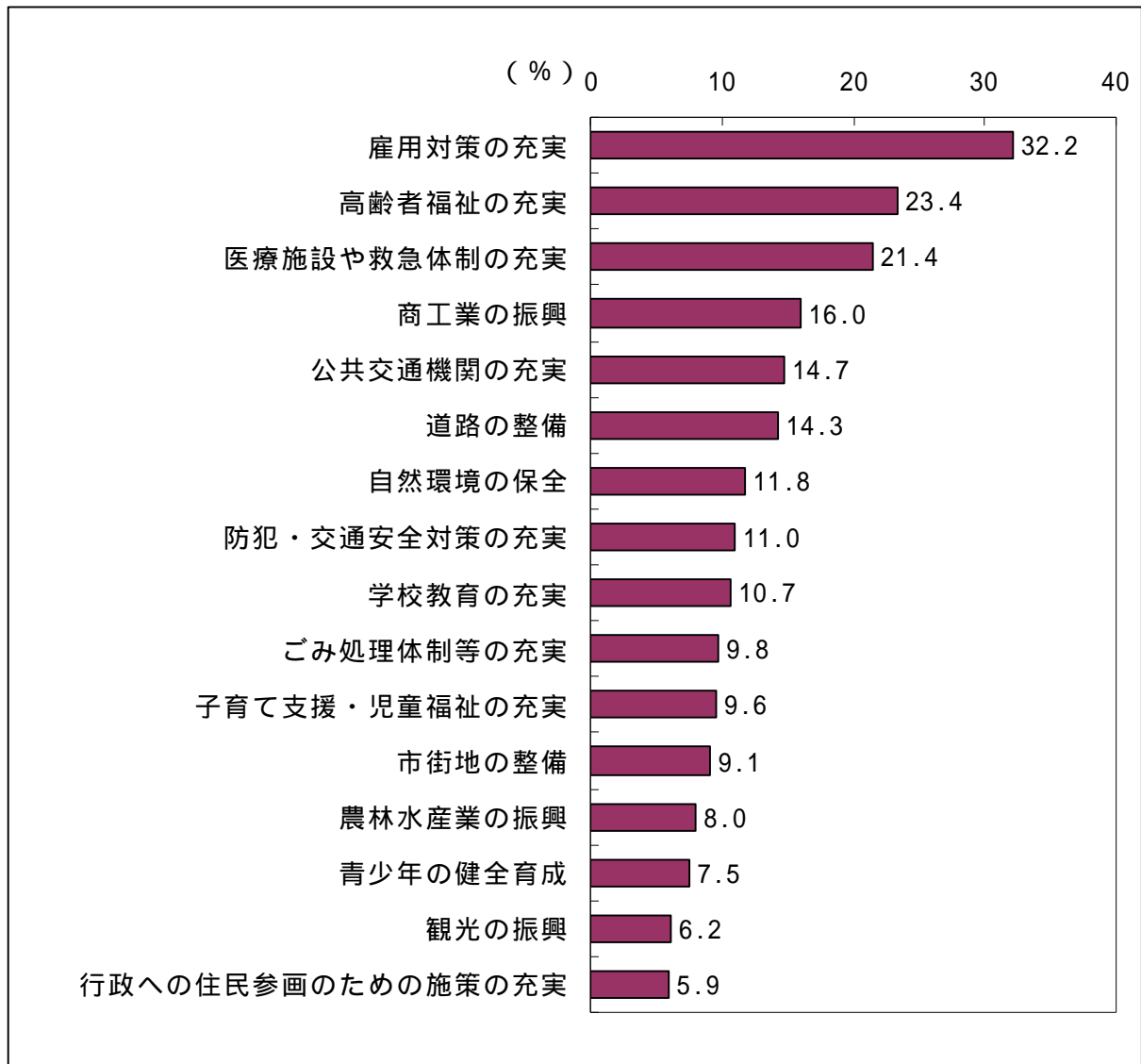
平成 16 年 3 月に実施した「新市建設計画策定に関する住民意向調査」(3 市町住民 9,647 人を対象に実施。有効回収数 4,245) の中で、“ 合併するとしたら、新市の将来イメージとして、適当だと思われるものは何ですか (複数回答) ” と聞いていますが、その結果は下図のとおりでした。第 1 位は「保健・福祉のまち」で、次いで「産業のまち」と「自然環境を大切にすまち」、「安全なまち」の 3 項目がほぼ同率で上位を占め、これらに対して住民ニーズの強いことがわかります。このことは 3 市町ともほぼ同様の結果を示しており、新市としてのまちづくりの方向性が示唆されます。

3 市町住民アンケート結果にみる新市の将来イメージ



また、同じアンケートで“合併した場合、重点的に取り組むべき施策は何だと思いますか（複数回答）”と、より具体的な施策の内容を聞いていますが、その結果から回答の多かった上位16位までの施策項目は下図のとおりでした。全体的には雇用対策や産業振興対策、高齢者や子育て支援などの福祉対策や医療対策、道路交通体系の整備、自然環境の保全、防犯・交通安全対策など、前項に示した“新市の将来イメージ”上位項目に対応する施策への要望が強い結果となっていますが、これら意外にも学校教育や青少年の健全育成、市街地の整備、行政への住民参画施策などについても住民ニーズの強いことがわかります。

3市町住民アンケート結果にみる新市の重点施策ニーズ



(2) 新市として目指すべきまちづくり方向の検討

地域の概況や現行の総合計画、新市としての地域特性・資源の分析等を踏まえて、新市として目指すべきまちづくりの基本方向を検討すれば次のとおりとなります。

基本方向1 山・川・海の一体となった自然生態系を生かし、循環型の環境重視のまちづくりを目指すべきこと

新市全域にわたって循環型社会の構築を進めるとともに、自然環境の保全・監視活動の実施や環境美化・景観形成活動の充実、都市住民との環境学習交流など環境重視を目指したまちづくりに取り組むことが必要です。

基本方向2 常磐自動車道の仙台延伸を生かし、対流と創意で育む競争力の強い産業のまちづくりを目指すべきこと

常磐自動車道インターチェンジやサービスエリアが整備されることに伴い、首都圏や仙台都市圏との近接性が飛躍的に高まり、通勤可能な生活居住圏が拡大されることとなり、都市近郊型農業や観光交流の推進、さらには企業立地等を見通した産業振興に取り組むことが必要です。

基本方向3 都市と農村が共存する特色ある7万拠点都市として、安全安心で賑わいのあるまちづくりを目指すべきこと

合併により7万人強の都市となり、相双地域の中でも有力な拠点都市と位置づけられることになり、都市規模に応じた市街地整備や道路交通体系整備、防災対策等を進め、7万拠点都市にふさわしい基盤整備に取り組むことが必要です。

基本方向4 急速に進む少子高齢化に対応し、地域ぐるみで支えあい助けあう健康福祉のまちづくりを目指すべきこと

県平均を上回る少子高齢化の進行に対応し、きめ細かな福祉対策の充実に努めるとともに、健康づくりを重点に、生涯にわたって健康で生きがいのもてるまちづくりに取り組む必要があります。

基本方向5 特色ある地域文化を生かし、市民がいきいき活動する生涯学習・スポーツのまちづくりを目指すべきこと

新市となって、各市町で整備された文化施設・スポーツ施設が共有となり、生涯学習・スポーツの活動機会が飛躍的に高まることになり、市民相互の交流活動の拡充から、市民一体感意識の醸成や市民がいきいき活動するまちづくりに取り組む必要があります。

基本方向6 地方分権・地域主権の時代潮流に対応し、参画と協働のまちづくり、住民自治のまちづくりを目指すべきこと。

これまでも進められてきた参画と協働のまちづくり、住民主導のまちづくりを今後一層深め、住民自治のまちづくり、市民が主役のまちづくりの推進に取り組む必要があります。



第3章 新市建設の基本方針

1 新市・合併の基本理念

新市建設計画を策定するにあたって、3市町の新市・合併の基本理念を次のとおり設定し、これを全体の基調として定めることとしました。

新市・合併の基本理念

合併後もそれぞれの地域の主体性を尊重する地域分権・分散型の合併をめざします。

地域のことは地域で検討し決定する権限や予算枠等を各地域で持つ地域分権制度・体制の確立を図り、それぞれの地域の主体性を尊重するまちづくりを進めます。

地域の特性を残す、生かす、伸ばす合併をめざします。

各地域の自然条件や独自の歴史的経緯等から形成されてきた農業・福祉など特色ある施策や地域の伝統行事・祭り、コミュニティ活動は大切に引き継ぎ、地域の良さを一層伸ばすよう努めます。

地域が互いに補完しあい、貢献しあう地域間ネットワーク型の合併をめざします。

農村地域と漁村地域と市街地地域、高齢者と地域住民など、関係する地域・人・団体等が連携ネットワーク化を図り、互いに助け合い、支え合うまちづくりを目指します。

2 新市の将来像

(1) 新市まちづくりの基本理念

新市・合併の基本理念を基調とし、新市の地域特性を踏まえ、本地域に根付いている報徳仕法に基づき「一元融合」や「分度」「推譲」の実行をめざし、新市まちづくりの基本理念を次のとおり設定します。これをこれからのまちづくり推進の基本とします。

基本理念1 「みどり」を育むまち

新市は、山・川・海の豊かなみどり(自然)を誇りに思い、これを大切に育み、環境重視となる循環型社会のまちづくりを進めます。

また、新市は心のみどり(互いを思いやる慈しみの心)を育み、地域ぐるみで支えあい助けあう健康・福祉のまちづくりを進めます。

基本理念2 「ひと」が集い輝くまち

新市は、広域高速交通時代の到来を踏まえ、地域資源を生かした広域交流を推進し、人と地域を支える産業が生き生き活動する活力あるまちづくりを進めます。

また、まちづくりは人づくりから、を基本に、教育・文化・スポーツの振興に重点をおき、若者が集い活動する個性輝く生涯学習のまちづくりを進めます。

基本理念3 「みんな」で築くまち

新市は、地方分権・地域主権時代に対応し、住民と行政との新たなパートナーシップの確立による参画と協働のまちづくりを進めます。

また、地域の個性と伝統を尊重し、地域を大切にしたい住民自治のまちづくりを進めるとともに、全ての市民の連帯とネットワーク連携とによって、みんなで築くまちづくりを進めます。

(2) 新市の将来像

新しいまちは、福島県相双地域のほぼ中央に位置し、人口およそ7万人を擁するまちとなって県内でも有数の拠点都市となり一層の存在感が発揮できるまちとなります。山・川・海の豊かな自然に囲まれた地勢と3市町の由緒深い歴史・伝統を生かし、それぞれが取り組んできたまちづくりの成果を引き継ぎ、更に発展・飛躍するために、新市・合併の基本理念及びまちづくりの基本理念を踏まえ、新市の将来イメージ(将来像)を次のとおり設定します。

山・川・海 豊かな自然が心をひとつにつなぐまち

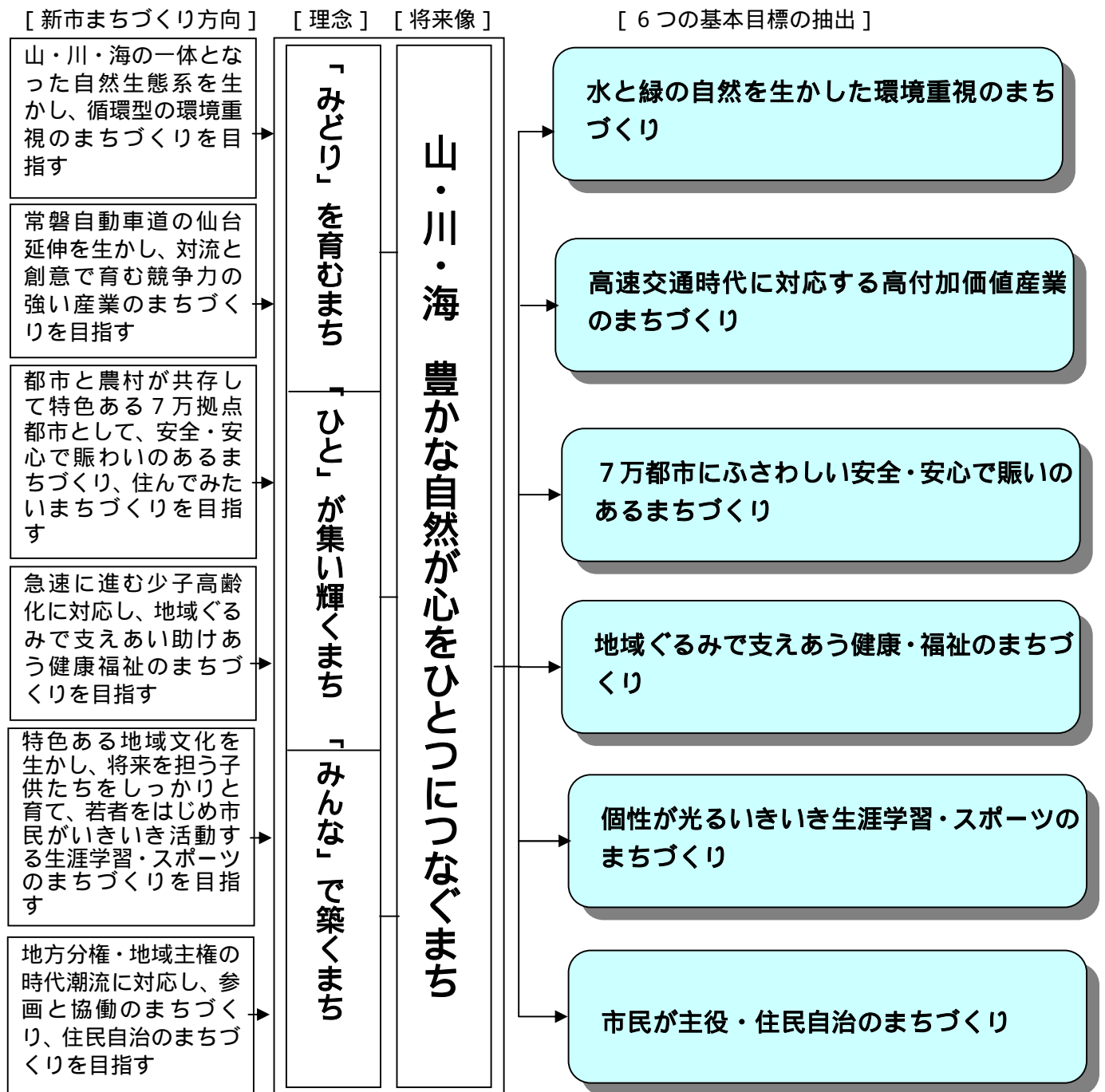
~新市は、みどり豊かな自然を誇りに思い大切に思う心をひとつにして、
ひとが集い、人と人とが連帯し、協働して
みんなで新しいふるさと創りを進めるまちです

3 将来像実現のための基本目標

(1) 新しいまちづくりの6つの基本目標

新市の将来像の実現を図るため、新市のまちづくり方向、基本理念等を踏まえ、次のとおり6つの基本目標を定めます。

基本目標設定フロー



基本目標 1 水と緑の自然を生かした環境重視のまちづくり

～山・川・海の一体となった自然生態系を生かし、循環型のまちづくりを目指します。このため、自然をよりよい状態で未来の子供たちに引き継ぐため、環境保全事業の充実に努め、水と緑に囲まれた資源循環型の地域構造の確立や上・下水道の整備、新エネルギー導入など環境衛生対策の充実に努めるなど、環境を重視したまちづくりを推進します。

基本目標 2 高速交通時代に対応する高付加価値産業のまちづくり

～常磐自動車道の仙台延伸を生かし、対流と創意で育む競争力の強い産業のまちづくりを目指します。このため、新しい時代に対応した農林漁業、工業、商業の振興に一層努めるとともに豊かな自然と歴史文化を活用した観光交流事業の展開など多彩で活力ある高付加価値型産業の育つまちづくりを推進します。

基本目標 3 7万都市にふさわしい安全・安心で賑いのあるまちづくり

～都市と農村が共存する特色ある7万拠点都市として、安全・安心で賑いのあるまちづくり、住んでみたいまちづくりを目指します。このため、中心市街地の整備充実や全市的な道路交通体系・情報通信体系の整備確立に努めるとともに、防災や消防救急体制の充実、交通安全・防犯対策や住宅対策の充実に努め、7万都市にふさわしい都市基盤が充実したまちづくりを推進します。



基本目標4 地域ぐるみで支えあう健康・福祉のまちづくり

～急速に進む少子高齢化に対応し、地域ぐるみで支えあい、助けあうまちづくりを目指します。このため、乳幼児から高齢者まで、障がいのある人も子育て中の家族も、すべての市民が地域の中でふれあい・支えあいながら健康で共に生きていくことができるやすらぎのまちづくりを推進します。

基本目標5 個性が光るいきいき生涯学習・スポーツのまちづくり

～特色ある地域文化を生かし、将来を担う子供をしっかりと育て、若者をはじめ市民がいきいき活動する生涯学習・スポーツのまちづくりを目指します。このため、教育・文化・スポーツ・地域活動の充実を図り、市民が生涯にわたって個性を生かし、生き生きと活動できる自己実現のまちづくりを推進します。

基本目標6 市民が主役・住民自治のまちづくり

～地方分権・地域主権の時代潮流に対応し、参画と協働のまちづくり、住民自治のまちづくりを目指します。このため、市民自らが主体となって進める市民活動の活性化を図るとともに、情報公開と説明責任の徹底を図って、市民にわかりやすい行政と市民との協働をより推進するための分権型行財政システムの確立に努め、市民主役のまちづくりを推進します。

4 土地利用の基本方向

(1) 土地利用の基本方針

土地は、現在及び将来にわたって限られた資源であるとともに、住民の生活及び生産等のあらゆる活動の共通の基盤となるものであり、その利用のあり方は、新市の発展や住民生活と密接に結びついています。

これまで各市町とも土地利用関連計画（国土利用計画、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画等）に基づいた計画的な土地利用を行ってきましたが、社会・経済情勢の変化や人口の減少等に伴い、既成市街地の空洞化や低・未利用地の増加、農業生産環境の悪化をはじめとする様々な課題もみられ、広域的・長期的視点に立ち、新市の個性ある発展に向けた計画的かつ調和のとれた土地利用の推進が必要となっています。

また、小高町、鹿島町、原町市の区域を新市においても、そのまま小高地域、鹿島地域、原町地域と呼称し、新市として3地域の特性を生かした土地利用を進めることも重要です。

新市において、豊かな自然と住民生活、そして産業活動とが調和した良好な地域環境の形成を図り、めざす将来像を実現するため、土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

土地利用の基本方針

山・川・海の豊かな自然を大切にし、水と緑に親しむ空間を確保します。

相馬地方の歴史と文化が薫る貴重な歴史資源・景観を大切にします。

うるおいのある住環境・生活空間を確保します。

7万都市にふさわしいにぎわいある中心市街地の形成を図ります。

豊かな自然と共生する周辺地域における定住基盤の整備・確保を図ります。

農林漁業、工業、商業、観光の調和のとれた産業基盤を確立します。

全市的にネットワーク化された道路・交通体系を確立します。

小高地域、鹿島地域、原町地域の特性を生かした土地利用を推進します。

(2) ゾーン別土地利用の方向

これまでの自然的、社会的、経済的な発展経緯や土地利用の基本方針等を踏まえ、新市における土地利用について7つのゾーンに区分し、これらを結ぶ基幹的道路体系の整備と合わせて次のような土地利用を進めます。

中心市街地ゾーン

原ノ町駅周辺地区を「中心市街地ゾーン」と位置づけ、都市計画道路・都市公園の整備、駅周辺整備・市街地整備事業の推進、商業・業務施設の計画的誘導など居住人口増加策を含めた市街地環境整備の推進を図ることにより、賑わいのある中心市街地の形成に努めます。

駅前市街地ゾーン

鹿島駅・小高駅周辺地区を「駅前市街地ゾーン」と位置づけ、「中心市街地ゾーン」と同様の市街地環境整備の推進を図ります。

なお、新市において、中心市街地の範囲等を含め新たな中心市街地活性化基本計画を策定します。同様に駅前市街地活性化計画を策定します。

市街地住宅ゾーン

中心市街地・駅前市街地に連担する既成市街地地区等を「市街地住宅ゾーン」と位置付け、行政・業務機能の充実や市街地環状道路の整備、土地区画整理事業の推進等を図るとともに生活道路、上下水道施設、公園、文化・スポーツ施設、医療・保健・福祉施設など都市基盤・住宅環境の整備を推進し、近隣型商業施設の誘導等とあわせて良好な市街地住宅環境の創出に努めます。

レクリエーションゾーン

海岸線沿いや森林地域・ダム湖地域のうちの適地及び常磐自動車道サービスエリア地域や既存公園地区等を「レクリエーションゾーン」と位置付け、海岸地域では海浜公園や海水浴場、さらには健康増進交流施設等の整備充実に努めるほか、森林・ダム湖地域では、適地に森林公園やキャンプ場・遊歩道の整備を、サービスエリア地区では、物販・観光情報拠点施設の整備を、既存公園施設では今後とも計画的に整備改善を進め、あわせて一体的な交流拠点の形成に努めます。

工業・流通・エネルギー立地ゾーン

常磐自動車道インターチェンジ周辺地区や既成工業・流通団地、火力発電所立地・原子力発電所立地予定地区等を「工業・流通・エネルギー立地地区」と位置付け、工業・流通団地やエネルギー立地拠点としての基盤整備を図ることにより、優良企業の誘致、既存立地企業の支援・充実等に努めます。

農業・農村定住ゾーン

平坦・丘陵地や山間平坦地区を中心に広がる農業・農村地区を「農業・農村定住ゾーン」と位置付け、まとまりのある優良農地については長期的保全に努めて基盤整備等を進め、生産性の高い農業生産地の形成を図ります。また、自然と共生する農村定住地区として、良好な居住環境を形成するため、生活道路や農村公園、集会施設、上下水道施設、身近な福祉施設等の計画的な整備に努めます。

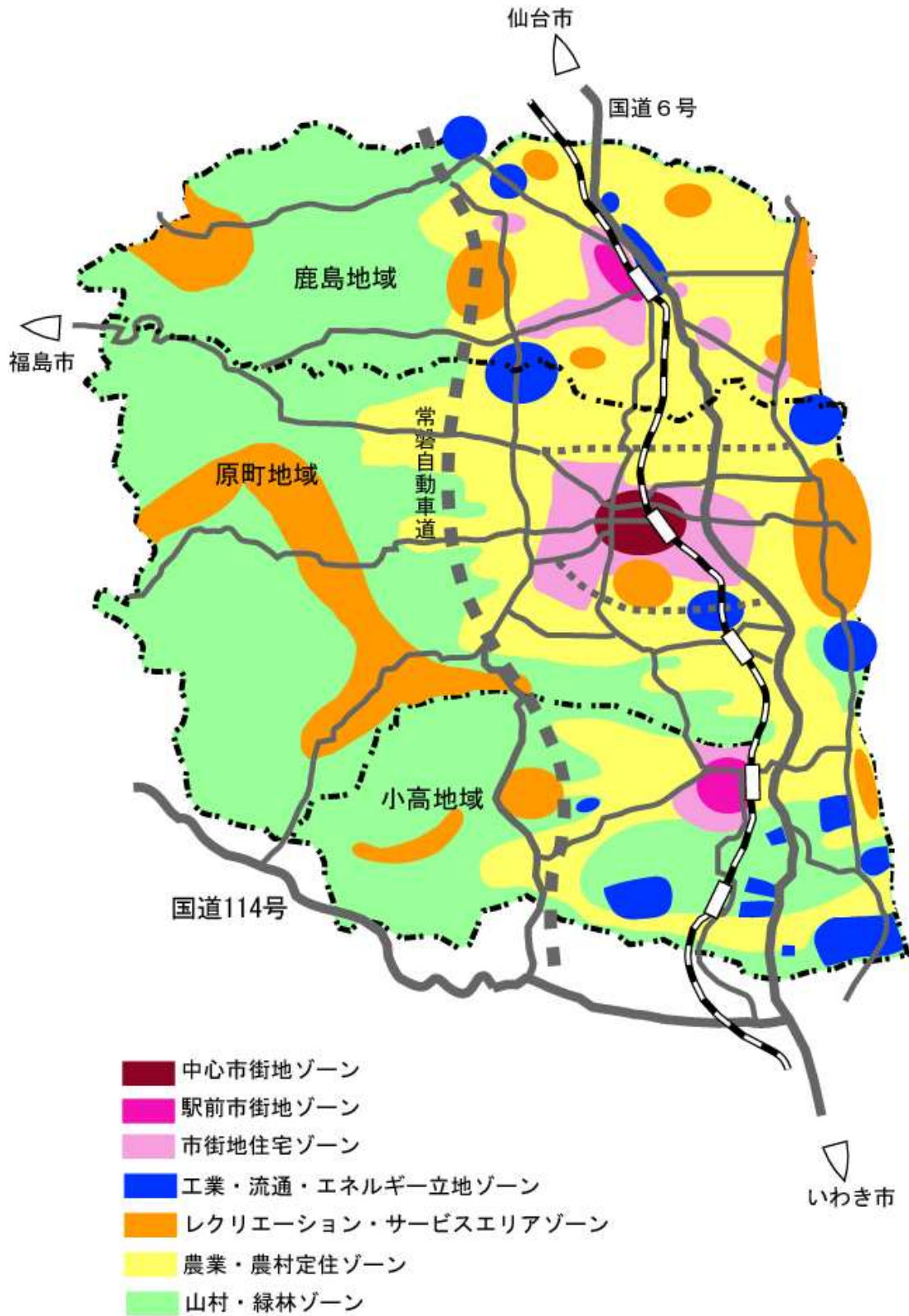
さらに、適地に農業・農村環境と共生する小規模工業誘導地区を定めて企業誘致を進め、周辺住民の定住条件の向上に努めます。

山村・緑林ゾーン

緑林山間地域一帯を「山村・緑林ゾーン」と位置付け、散在する小集落・住宅を結びつける生活道路や水道・排水処理施設、集会施設等の生活環境の整備を図ります。また、作業道・林道の計画的な整備、適地に自然環境と共生する観光レクリエーション施設や公園、遊歩道等の整備を計画的に推進するとともに、畜産や園芸、施設農業、林業基盤の整備に努めます。

保安林等の指定地域や原生林地域等については、林地保全の徹底に努めます。

土地利用構想図



5 将来指標の見通し

(1) 人口・世帯数

新市の人口は、平成7年から平成22年までの国勢調査結果及び東日本大震災後の市内居住実態を踏まえ、コーホート要因法（国勢調査のデータを基に、生残率や出生率などの要因を加味し、変化率により将来の人口を推計する方法）による推計に政策的な人口増加等を加味して算出しています。

その結果、平成12年（2000年）の国勢調査結果の人口75,246人、老年人口の構成比21.9%が、平成36年（2024年）には55,567人、37.8%となり、人口の減少、老年人口の構成比の増加が更に一段と進むものと見込まれます。

世帯数については、昭和60年から平成22年までの6回の国勢調査結果及び東日本大震災後の人口変化を踏まえ推計した結果、平成12年の世帯数22,435、一世帯当人数3.35人から、平成36年には世帯数24,171、一世帯当人数2.30人へと、世帯数の増加、一世帯当人数の減少が進むものと見込まれます。

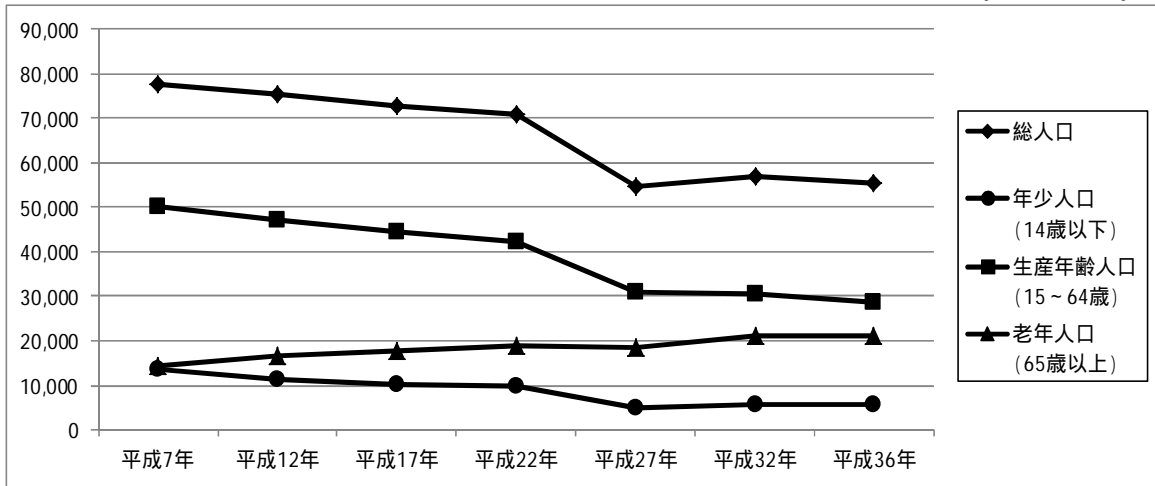
人口・世帯の見通し

（単位：人、％）

項目	年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成36年	年平均伸び率					
									H7-H12	H12-H17	H17-H22	H22-H27	H27-H32	H32-H36
総人口		77,860	75,246	72,837	70,878	54,501	56,996	55,567	0.68	0.65	0.54	5.12	0.90	0.51
年少人口 （14歳以下）		13,512 (17.4%)	11,361 (15.1%)	10,371 (14.2%)	9,649 (13.6%)	5,026 (9.2%)	5,489 (9.6%)	5,821 (10.5%)	3.41	1.81	1.43	12.23	1.78	1.18
生産年齢人口 （15～64歳）		50,142 (64.4%)	47,208 (62.7%)	44,584 (61.2%)	42,196 (59.5%)	30,887 (56.7%)	30,449 (53.4%)	28,746 (51.7%)	1.20	1.14	1.10	6.05	0.29	1.14
老年人口 （65歳以上）		14,206 (18.2%)	16,451 (21.9%)	17,836 (24.5%)	18,809 (26.5%)	18,588 (34.1%)	21,058 (36.9%)	21,000 (37.8%)	2.98	1.63	1.07	0.24	2.53	0.06
世帯数		22,550	22,435	23,003	23,640	19,987	22,982	24,171	0.10	0.50	0.55	3.30	2.83	1.01
一世帯当人数		3.45	3.35	3.17	3.00	2.73	2.48	2.30	-	-	-	-	-	-

将来人口の見通し（年齢層）

（単位：人）



（2）就業構造

新市の就業構造を、昭和60年から平成22年までの6回の国勢調査結果及び東日本大震災後の人口変化を踏まえ推計した結果、就業人口総数は平成12年の37,577人から、平成36年には21,617人へと、総人口の減少に連動する形で、大きく減少が見込まれます。

また、産業大分類の就業人口の推計値は下表のとおりであり、第1次産業就業者数は平成12年の3,291人（8.8%）から、平成36年には1,729人（8.0%）へと減少が続き、第2次産業就業者数も減少で推移するのに対し、第3次産業就業者数は平成12年の19,634人（52.3%）から平成36年には14,894人（68.9%）へと就業人口が減少する一方で就業割合については増加傾向で推移するものと見込まれます。

就業構造の見通し（産業大分類）

（単位：人、%）

項目	年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成36年	年平均伸び率					
									H7-H12	H12-H17	H17-H22	H22-H27	H27-H32	H32-H36
就業人口総数		39,927	37,577	35,175	33,279	23,629	23,080	21,617	1.21	1.31	1.10	6.38	0.47	1.30
第1次産業		3,685	3,291	3,123	2,679	2,032	1,916	1,729	2.24	1.04	3.02	5.38	1.17	2.03
		(9.2%)	(8.8%)	(8.9%)	(8.2%)	(8.6%)	(8.3%)	(8.0%)						
第2次産業		17,211	14,540	12,075	10,900	6,994	6,001	4,994	3.32	3.65	2.03	8.49	3.02	3.61
		(43.1%)	(38.7%)	(34.5%)	(33.4%)	(29.6%)	(26.0%)	(23.1%)						
第3次産業		19,014	19,634	19,796	19,034	14,603	15,163	14,894	0.64	0.16	0.78	5.16	0.76	0.36
		(47.6%)	(52.3%)	(56.6%)	(58.4%)	(61.8%)	(65.7%)	(68.9%)						
就業率		51.3%	49.9%	48.3%	47.0%	43.4%	40.5%	38.9%	-	-	-	-	-	-

注1) 就業人口総数には分類不能を含む。

第4章 新市の施策

施策の体系

将来像実現のための6つの基本目標を踏まえ、新市の施策体系を次のとおり設定します。

[6つの基本目標]

[新市の施策項目]



1 水と緑の自然を生かした環境重視のまちづくり

(1) きれいな生活環境のまちづくり

【環境保全活動の推進と景観づくり】

自然環境保全事業の推進

新市の最大の地域資源である恵まれた自然環境を守るため、環境保全条例の制定等を検討するとともに河川の汚濁防止の監視体制の強化、動植物の生態など環境実態調査の実施及び有害鳥獣対策・保全地域の指定見直しや関係機関・事業者への指導の強化、さらには水源地や水辺の自然環境保全事業の充実に努めます。

エコライフ 社会の形成推進

太陽光・風力・バイオマスなどの地域エネルギーの活用や省資源・省エネルギーの視点に立ったエコライフの普及支援制度の確立検討など、住民・事業者・行政が一体となったエコライフ社会の形成に努めます。

エコライフ：環境と共生する生活スタイルを実践すること。

バイオマス：海草や糞尿のメタン発酵によって得られるメタンなど、生物体（バイオマス）によるエネルギー。また、そのエネルギーを利用することをいう。

特色あるふるさと景観の形成推進

豊かな自然景観や由緒ある歴史景観等と調和した街並み整備の推進、電線・電柱の地中化や屋外広告の規制等の促進、住民主導の花と緑のまちづくり運動や生垣設置補助等を促進し、特色あるふるさと景観の形成に努めます。

主要事業

施策区分	内 容
自然環境保全事業の推進	新市地域環境総合計画の策定と環境保全条例の制定検討
	動植物生態調査等の実施と保護・保全地域の見直し指定の実施
エコライフ社会の形成推進	地域新エネルギーの導入の検討
	住民に対するエコライフ普及支援制度の確立検討
	新市におけるISO14001認証取得の推進
特色あるふるさと景観の形成推進	住民主導の環境美化活動や景観形成活動への支援制度の強化
	市街地における電柱地中化事業の推進

(2) 市民憩いの場創出のまちづくり

【公園・緑地・水辺の整備】

水と緑に親しむ憩いの環境づくりの推進

新市には、都市公園である東ヶ丘公園（県施工）や桜平山公園、海浜公園をはじめ、河川公園、森林公園などの市民憩いの場所があり、整備を進めます。これらの事業を今後とも計画的に進めるとともに、桜つつみ整備事業や緑化推進補助制度の確立による地域ぐるみの緑化事業の推進など、新市全体にわたって水と緑に親しむ憩いの環境づくりを進めます。

市民の緑化活動の普及啓発

地元に公園の維持管理を委託すること等について検討するとともに、住民主導の花いっぱい運動等の一層の推進を支援するなど、市民の緑化・美化活動の普及啓発を進めます。

主要事業

施策区分	内 容
水と緑に親しむ憩いの環境づくりの推進	海浜公園整備事業の推進
	都市公園整備事業（東ヶ丘公園、桜平山公園など）の推進
	公園、緑地、緑道をつなぐネットワーク化整備の検討
	緑化推進補助事業や民有地の緑化協定等の推進
	市民の憩いの場所となる身近な公園整備の推進（街区公園、ポケットパーク、農村公園・広場等）
市民の緑化活動の普及啓発	地元への公園維持管理委託事業の推進
	花いっぱい推進事業の促進

(3) 水環境にやさしいまちづくり

【上下水道の整備】

水源の確保と水道事業の効率化の推進

安全でおいしい水の安定供給に向けて広域的水道整備事業への参画の検討や上水道、簡易水道の拡張事業の推進等により水需要に応じた水源の確保、水道施設の整備を図るとともに水源の保全を行い、水質管理の徹底に努めます。また、水道施設の統合や老朽施設の更新等を計画的に推進し、水道事業の効率化を図り、健全経営の確立に努めます。

下水道事業の推進

ホタルが飛び交うきれいな川や水辺を残すため、公共下水道事業の推進、農業集落排水整備事業、合併処理浄化槽の普及など水環境にやさしい事業を実施します。また、市街地における雨水対策を推進します。

事業経営にあたっては下水道施設の適正な維持管理を図るとともに、企業会計による経営の効率化に努めます。

主要事業

施策区分	内 容
水源の確保と水道事業の効率化の推進	水道施設の計画的な統合等水道事業の効率化の推進
	将来の水需要に対応したダム余剰水の調査や広域的水道整備事業への参画検討
	上水道・簡易水道拡張整備事業の推進
下水道事業の推進	公共下水道事業・農業集落排水整備事業の計画的な推進
	合併処理浄化槽設置の推進

(4) 資源循環と環境衛生のまちづくり

【環境衛生と資源循環の充実】

ゴミ・し尿処理体制の充実

より広範な広域処理体制の確立をめざし、施設の更新整備については広域事業で、最終処分場の確保とこれにあわせてリサイクル関連施設の整備等を図ります。

環境汚染の未然防止対策の充実

住民や事業者の協力を得ながら、ゴミの不法投棄の取り締まりの強化や産業廃棄物の適正処理等の監視、ゴミの分別収集の徹底や自主的なリサイクル運動によるごみの減量化、さらには市内一斉清掃の推進等に努めることにより環境汚染を未然に防ぐ体制を構築します。

市営墓地の整備

市営墓地については、需要を見通し、増設について検討します。

主要事業

施策区分	内 容
ゴミ・し尿処理体制の充実	広域的連携によるゴミ焼却施設・し尿処理施設の整備更新の推進
	ゴミの最終処分場及びリサイクル関連施設の整備
環境汚染の未然防止対策の充実	住民参加によるゴミ分別・リサイクル運動や清掃活動の推進
	ゴミ不法投棄のパトロール体制の強化
	産業廃棄物の適正な処理の確保
市営墓地の整備	墓地整備事業の推進

2 高速交通時代に対応する高付加価値産業のまちづくり

(1) 元気な農林水産業のまちづくり

【農林業の振興】【漁業の振興】

担い手の育成と生産体制・基盤の整備

農畜産業の振興を図るため、JAや相双農林事務所農業普及部と連携して、営農リーダーとなる担い手農家や農業後継者、新規就農者の確保・育成に努めます。

また、農業振興公社の設立等によって地域協業組織や共同作業体制の確立等を図るとともに、農業用排水路や農道、ほ場整備の推進など、生産体制基盤の充実等を図ります。

新市において出荷体制の整備等を行い特産品のブランド化を進めます。

消費者ニーズに即した高付加価値型農業の確立

消費者の食の個性化・多様化と安全性の要求が高まる中で、水稲から野菜、畜産に至るまで消費者のニーズにあった特色ある作目・作型等の選定に努めます。

また、食物残渣等の堆肥化など地域資源・地域エネルギーを活用した有機農業や施設園芸など高付加価値型農業の確立、地産地消の推進や地域交流型農業の推進など、新時代に相応しい競争力ある地域農業の確立に努めます。

林業の振興

計画的な育林や林道整備など振興基盤の整備を推進し、森林が持つ水源かん養・災害防止等の公益的機能の保持に努めます。また、松くい虫被害対策の充実に努めます。

漁業の振興

真野川漁港及び漁港の周辺整備促進について関係機関に働きかけるとともに、鮭ふ化放流や内水面漁業放流事業の推進、水産物等直販施設の整備等を図ります。

主要事業

施策区分	内 容
担い手の育成と生産体制・基盤の整備	生産組織の育成・法人化等の促進支援事業の推進
	経営体改善支援活動事業の推進
	土地改良事業、農道整備事業の推進
	中山間地域総合整備事業等の活用による基盤整備の推進
消費者ニーズに即した高付加価値型農業の確立	うつくしま園芸産地グレードアップ事業等の推進
	有機資源循環施設（堆肥センター）整備事業・食品リサイクル推進事業の推進
	地産地消体制の充実と地域交流型農業支援事業の推進
	農産物産直・加工施設・道の駅整備事業の推進
	県立の農業研究施設（資源循環・有機農法など研究）の誘致促進活動の展開
林業の振興	森林保全事業の推進と林道等の改良整備
	松くい虫対策事業の推進
	地元産材住宅建設促進事業の推進
	林業・木材産業構造改善事業の推進
漁業の振興	鮭ふ化放流や内水面魚業放流事業の推進
	水産物直販施設の整備

（２）活気ある商業・工業・サービス業育成のまちづくり

【商業の振興】【工業の振興】【サービス業の振興】

商業・商店街の振興

安定的な商業サービスの供給には安定的な地域商業基盤が必要です。

中心市街地において TMO 構想 にもとづくまちづくり事業、各種イベントの開催支援やまち中観光と連携した特色ある商店街環境整備の推進、空き店舗の活用によるテナントミックスの形成支援等の施策を展開します。

中心市街地以外の地域の既存商店街についても、同様に商店街を活性化するための各種支援策を展開します。

また、地域商品券の発行や、「おだか e—まちタクシー」など周辺部と市街地を結ぶ新多目的交通システムの導入及びコミュニティーバス の運行事業など、住民の地域内商店の利用を促進し、購買力の市外への流出を抑えるよう努めます。

TMO構想 : 中心市街地におけるアーケード、街路灯、駐車場、コミュニティホール整備等、中小小売商業の高度化を図るための事業に関する総合的かつ基本的な構想。いわば、中心市街地における商業活性化事業の全体計画である。

コミュニティーバス : 路線バスなどの交通手段で対応できていなかった地域や、交通弱者の為の日常的な交通需要に応えるために、主に自治体が主体となって、比較的小型で小回りの利く車両を使って運行するバス。

工業・サービス業の振興と企業誘致の促進

工業・サービス業については、地域産業振興に積極的に取り組む姿勢を明確にするとともに、雇用の確保に向けた地域産業の活性化のため産業基本条例の制定を検討します。

産・官・学・民協働体制のもと、常磐自動車道の延伸を見通してインターチェンジ周辺地区等に流通関連施設の整備を検討するとともに、地域エネルギーや地域資源を有効活用する企業等の立地を促す企業誘致助成制度の確立等を図って、市内各工業団地等に企業の誘致に努めます。

既存企業の活性化と起業機会の拡充

既存企業については、長期にわたり安定した経営が図られ、また新事業創出に取り組む支援をするため産業支援センターの充実を図るとともに企業間の連携や異業種交流の促進を進め、新たな商品開発や起業機会の拡大に資する基盤整備の取り組み等を積極的に支援し、経営の健全化やベンチャー企業の設立育成に努めます。

また、起業家などの初期投資の軽減を図るための基盤整備に努めるとともに、起業支援のための各種制度の導入を図ります。

主要事業

施策区分	内 容
商業・商店街の振興	TMO 構想に基づくまちづくり事業の推進
	まち中観光等と連携した商店街の環境整備の推進
	空店舗活用による既存商店街の再生の促進
工業・サービス業の振興と企業誘致の促進	物流拠点基盤整備・貸工場など工業団地整備の検討
	地域資源を有効活用する企業の積極的誘致活動の展開
既存企業の活性化と起業機会の拡充	産業支援センターの運営事業の推進
	異業種交流の実施など既存企業の育成強化事業の推進
	起業支援制度の確立とベンチャー企業の育成促進支援事業の推進

(3) 魅力ある観光のまちづくり

【観光の振興】

観光コンセプトの設定と観光ネットワーク化整備の推進

新市における全体的な観光コンセプトと整備方針を再構築し、これに基づき山・川・海の自然資源や歴史資源の発掘と整備、各観光拠点施設の充実や観光ネットワーク化整備、さらには観光情報拠点としての常磐自動車道サービスエリアの整備、真野川漁港資源を活用した海洋型レジャーの開発、滞在型グリーンツーリズム・ブルーツーリズム・サーフツーリズム 体制の整備、広域観光ルートの定着化等を進め、首都圏、仙台都市圏等からの観光客を中心に大幅な入込増加をめざします。

グリーンツーリズム・ブルーツーリズム・サーフツーリズム

：農山漁村地域における長期滞在型保養のこと（グリーンは農村を表し、ブルーは漁村を表し、サーフはサーフィンを表す）。都市生活者が農村・漁村などに滞在し、その間に農作業や地引き網等を体験したり、地域の文化や歴史などにふれる余暇活動を行うこと。

観光推進体制の確立と他産業との連携の強化

新市観光協会体制の確立に向けて側面支援を図りながら、相馬野馬追をはじめとする既存の各種まつりや観光イベントの強化充実、PR・集客活動の促進を図ります。さらに、商工会議所・商工会やJA、事業者等と連携して宿泊機能の充実や特

製品の開発、まち中^{なか}観光体制や道の駅など直販体制の整備充実を図り、農林水産業、商業などの地域産業の活性化に寄与するよう努めます。

主要事業

施策区分	内 容
観光コンセプトの設定と観光ネットワーク化整備の推進	新市としての全体的な観光コンセプトと開発整備方針確立事業の推進
	塩の道の復元等ふるさとの森整備事業の推進
	大正口マン保存事業の推進
	広域観光拠点整備事業の整備
	健康スポーツパーク整備事業の推進
	常磐自動車道サービスエリアの整備
	牛島開発整備事業（タラソテラピー施設）の推進
	都市交流・物流館の整備
	滞在型グリーンツーリズム・ブルーツーリズム・サーフツーリズム体制整備事業の推進
	各観光施設ネットワーク化整備事業の推進
観光推進体制の確立と他産業との連携の強化	新市観光協会体制の確立とPR・集客活動の充実
	駅前交流センター整備事業の推進
	相馬野馬追をはじめとする観光イベントの強化充実事業の推進
	まち中観光体制や直販体制の確立等による商業・農業など地域産業の活性化波及事業の推進

タラソテラピー施設：フランス発祥の海洋療法を行う施設。海水を使ったマッサージや海泥のパックなどにより、ミネラルを皮膚から吸収させ、心身のストレスをほぐす治療を行う。

（４）働きやすい環境づくり

【雇用対策・勤労者福祉の充実】

労働環境向上の啓発活動の推進

勤労者、事業主からの賃金、解雇、労働条件に関する相談窓口を設置し、市内事業所の労働環境の向上の啓発に努めます。また、新たな雇用形態であるテレワークやSOHO等の調査研究を進め、地域就業構造への影響を有効に引き出すよう努めます。

テレワーク：通信ネットワークを利用して、オフィス以外の場所で働く労働形態のこと。

SOHO：インターネットやパーソナルコンピュータを駆使し、テキストやグラフィック等情報サービス内容の作成などを行う個人事業者や小規模な事業者のこと。

職業訓練機会の拡充と就労支援対策の推進

既存企業やハローワーク、職業訓練施設等との連携強化等を図って職業訓練機会の拡充や地元企業就業説明会の充実を図るとともに、若者の市内就業の促進や中高年齢者、女性、さらには障がい者の就労の場の確保・拡充に努めます。

主要事業

施策区分	内 容
労働環境向上の啓発活動の推進	労働環境に関する相談窓口の設置
職業訓練機会の拡充と就労支援対策の推進	若者の市内就業の促進や中高年齢者等の就労の場の確保・拡充
	障がい者の就労の場の確保
	職業訓練体制の充実

3 7万都市にふさわしい安全・安心で賑わいのあるまちづくり

(1) 新市の求心力を高める市街地整備

【市街地の整備】

市街地整備の基本方針の確立と市街地整備の推進

市街地地区については、都市計画マスタープランや中心市街地活性化基本計画の見直しなど市街地整備の基本方針を確立した上で、交通に便利な市街地や各地域中心地等を対象に市街地内道路網や土地区画整理事業地区等の見直し整備、さらには、**市街地拠点施設**や商業環境、住環境等の整備を計画的に進め、魅力ある市街地の形成に努めます。

用途地域等の見直しの検討

用途地域等の見直しについて検討を進めます。

主要事業

施策区分	内 容
市街地整備の基本方針の確立と市街地整備の推進	市街地整備の基本方針の確立
	土地区画整理事業の推進
	J R原ノ町駅、鹿島駅、小高駅周辺の市街地整備の推進
	都市計画道路の見直し及び計画的整備の推進
	市街地拠点施設整備の推進
用途地域等の見直しの検討	都市計画区域、用途地域の見直しの検討

(2) 快適な広域交通体系の構築

【道路・鉄道・バス網の整備】

道路網の整備促進

新市としての一体性を高めるとともに、住民の生活行動の広範化に対応するために、新市全体の視点で道路交通体系を見直し、整備方針を確立します。これに基づき、新市の幹線となる国道や県道の改良整備を関係機関に要請します。特に、県道広野小高線など、各地域を結ぶ幹線道路となっている県道や、常磐自動車道へのア

クセス道路等については、早期の改良整備を強く要請します。また、常磐自動車道へアクセスする市道や各幹線道路を結びつける主要市道の改良舗装の推進を計画的に進めます。

公共交通の充実促進

J R常磐線の運行の充実、路線バス維持等について関係機関に要請していくとともに、市内の各区役所、主要公共施設、医療施設、鉄道駅等を巡回する公共交通機関を確保するため、コミュニティーバスの運行や、新多目的交通システム（デマンド・タクシー）の導入等について検討します。

デマンド・タクシー：地元のタクシー会社や自治体の小型乗合自動車で、利用者を自宅などから目的地まで送迎するという交通システム。バスのような低料金でありながらタクシーのような便利さを併せ持つもの。

主要事業

施策区分	内 容
道路網の整備促進	新市としての道路交通体系整備方針の確立
	国道の改良整備、常磐自動車道の整備促進の要請
	各地域を結ぶ県道等の早期改良の促進要請
	環状道路・生活幹線道路の計画的整備の推進
	常磐自動車道整備促進事業の推進
	地方特定道路整備事業の推進
	生活道路の計画的な整備推進
公共交通の充実促進	鉄道の運行本数の増発等の促進要請
	市内循環コミュニティーバスの運行等の検討
	多目的交通システム事業の推進

(3) 市民に便利な情報通信基盤整備

【情報通信基盤の整備】

情報通信基盤の整備と電子自治体化の推進

広大な面積となる新市においては、合併によるスケールメリット等を活かし、今まで以上に情報通信技術を積極的に活用し、あらゆる行政分野においてIT技術を

活かした行政の高度化に努め、多様化する住民ニーズに対応できる環境づくりを目指します。

また、これらのサービスを全ての市民が受けることができるよう、市全域にわたる情報通信基盤の整備・充実に努めるとともにIT講習会などの情報教育の充実に努めます。

公共施設ネットワークの整備

新市において多数の公共施設の利活用・利便性を高めるため、各公共施設間を結びつける情報通信ネットワークの再構築に努めます。

個人情報保護体制の充実

個人情報保護条例の制定やセキュリティポリシーの整備等を図り、プライバシーの保護に万全を期します。

セキュリティポリシー：情報の安全対策の中核をなす安全性の理念。セキュリティの方向性、範囲の設定を定めるもので、利用と禁止の範囲をどのようにするかがポイントとなる。

主要事業

施策区分	内 容
情報通信基盤の整備と電子自治体化の推進	高度情報化総合整備事業の推進
	市民アクセス網（光ファイバー）構築事業の推進
	IT講習会の実施充実
	新市における申請・届出等の電子化事業の推進
公共施設ネットワークの整備	公共施設イントラネットの再構築（公共施設予約・利用状況等の電子化）事業の推進
個人情報保護体制の充実	個人情報保護条例の制定やセキュリティポリシーの整備

(4) 安全で安心して暮らせるまちづくり

【防災・消防・救急体制の充実】【交通安全・防犯対策】

【消費者対策】【住宅・住環境の整備】

防災・消防・救急体制の充実

防災対策等は、広域的な連携が特に求められる分野であり、新市における地域防災計画の策定やハザードマップの作成等を早期に実施し、これに基づき総合防災訓練の効果的な実施など、災害に強いまちづくりを進めます。

また、常備消防・消防団の組織及び庁舎・詰所等の再編・強化を進めるとともに、消防組織と住民自ら取り組む自主防災組織との連携強化や消防水利施設整備推進、防災行政無線の統合化等を図ります。

さらに海岸保全事業や治山・治水対策事業の推進、市街地雨水対策事業の推進、電源立地地域として常磐線の複線化や道路網の整備など緊急避難交通機関の確保等について関係機関に要請し、住民が安全に暮らせるまちづくりに努めます。

交通安全・防犯対策の充実

交通安全団体や防犯団体の統合・ネットワーク化を進め、活動の活性化を図るとともに、各種生活トラブルのための専門的相談体制の確立を図ることにより、地域社会、行政及び警察が相互に連携し、住民の安全と安心の確保に努めます。

消費者対策の充実

増大する消費者トラブルに対応し、消費者被害を未然に防止するため、国・県等との連携を図りながら、トラブルに関する相談体制等の確立に努めます。

住宅対策の充実

生活の基盤となる住宅対策についても、新市においては住宅施策の総合的な方針（住宅マスタープラン）を策定し、民間住宅開発の誘導に努めるとともに、宅地分譲の推進や老朽化した公営住宅の建替・集約化整備等を計画的に進めます。

主要事業

施策区分	内 容
防災・消防・救急体制の充実	総合防災拠点施設等の整備
	ハザードマップの作成と総合防災訓練の実施
	広域消防施設の建設
	消防団組織の再編成の検討
	消防水利施設の整備推進
	防災行政無線のデジタル化とネットワーク化整備の推進
	電源地域の緊急避難交通機関確保のための常磐線複線化・道路網の整備促進
	海岸保全事業や治山・治水対策事業、市街地雨水対策事業の促進要請
交通安全・防犯対策の充実	交通安全団体、防犯団体の統合・連携の強化
	特定交通安全施設等整備事業の推進
	生活安全のための専門的な相談窓口の設置
消費者対策の充実	消費生活トラブルに関する相談窓口の設置
住宅対策の充実	住宅分譲の推進及び民間住宅開発事業の誘導
	老朽公営住宅の建替・集約化事業の推進

4 地域ぐるみで支え合う健康・福祉のまちづくり

(1) 地域に即した福祉基盤・健康づくり

【地域福祉の推進】【保健・医療活動の充実】

地域福祉推進体制の充実

高齢者、障がい者、児童をはじめすべての市民が住み慣れた地域の中で、共に助け合い、支え合いながら暮らせる地域社会の構築をめざします。このため合併により充実する専門的職員体制や地域医療体制を生かしながら、地域福祉計画の策定のもと、社会福祉協議会やボランティアグループなどの再編・ネットワーク化の推進、NPO法人の育成等を進め、これまで各市町ごとで行ってきた各種保健福祉施策を総合的・一体的に実施します。

また、生活者の視点に立ちユニバーサルデザイン のまちづくりの推進に努めます。

ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味する。障がいのある人もない人も、すべての人にとって利用しやすいように、製品、建物、環境をデザインすること。

地域に即した健康づくり事業の充実

市民一人ひとりが、生涯を通じて健康で心豊かに生活できるよう地区組織の育成等を図って地域ぐるみの健康づくり体制を確立するとともに市民の健康管理意識の高揚と自主的・主体的な健康づくりの促進に努めます。

また、総合的な健康管理情報システムの構築や保健センターと公立病院、民間病院などとの連携を図って、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた保健サービス・包括ケアシステムの充実に努めます。

地域医療体制の充実

医療ニーズの高度化・多様化に対応するとともに、救急・休日・夜間の24時間医療サービスが提供できるよう、医師会、歯科医師会などの協力のもとに、公立病院、民間医療機関を含めた医療機関相互の連携強化や訪問介護ステーション及び各保健センターと医療機関の連携強化等を図って地域医療体制の充実に努めます。

公立病院の機能の充実

市立総合病院と市立小高病院の役割分担について検討を進め、新市全体の視点で公立病院の機能の充実を図ります。

主要事業

施策区分	内 容
地域福祉推進体制の充実	社会福祉協議会やボランティアグループ等の再編・ネットワーク事業の推進
	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
	NPO 法人の育成
地域に即した健康づくり事業の充実	健康増進のための地区組織の構築と地域ぐるみ健康づくり運動事業の推進
	総合的な健康管理情報システムの構築と健康教育・相談体制の充実強化事業の推進
地域医療体制の充実	医療施設、訪問看護ステーション及び各保健センターとの連携強化事業の推進
公立病院の機能の充実	市立総合病院と市立小高病院の役割分担の検討
	市立小高病院療養型改築事業の推進

(2) 安心して子育てできる環境づくり

【児童福祉・次世代育成支援策の充実】

保育サービスの充実

子育て支援施策の充実については、特に 20 代、30 代の若年層を中心に大きく期待されており、若者定住対策の視点からも重要な施策です。このため、次代を担う児童等が心身ともに健やかに育成されるよう、多様化する保育ニーズに対応するため、保育所における保育サービスの充実、子育て支援サービスや学童保育の充実、ファミリーサポートネットワーク体制の整備等に努めます。

母子保健活動・子育て交流・相談体制の充実

母子保健活動の充実や子育てに関わる学習・交流機会の拡充、情報提供・相談体制の充実等に取り組みます。

主要事業

施策区分	内 容
保育サービスの充実	老朽保育所の改築及び幼保一元化施設の整備
	保育所における0歳児保育・延長保育などの保育サービス・子育て支援事業の充実
	学童保育施設の整備充実
	ファミリーサポートネットワーク体制の整備
母子保健活動・子育て交流・相談体制の充実	母子保健活動や子育てに関する学習機会、ふれあい交流機会の充実

(3) 元気な高齢者のまちづくり

【高齢者福祉の充実】

介護サービス、在宅自立支援事業の充実

これまで各市町で進めてきた事業、施設、人材を新市全体の視点で再検討、再編成し、サービスの高度化、多様化に努めます。このため、増大かつ多様化するニーズに対応できるよう在宅介護支援センターのネットワーク再編成・再整備を図るとともに、社会福祉協議会や民間事業者を活用しながら介護保険サービス事業等を中心とした在宅福祉・在宅自立支援事業の充実を推進します。

生きがい対策、社会参加対策の充実

生きがいデイサービス事業や地域サロン事業など介護保険対象サービス外の介護予防・支援サービスや保健サービスの充実、さらには高齢者筋力向上トレーニング事業等による高齢者の体力の維持・増進等に努めるとともに、高齢者の社会参加を促進するため、元気老人に対する生きがい活動支援やシルバー人材の活動への支援の充実等、高齢者の活躍の場を拡充することにより、シルバーパワーの活用を促します。

また、リバースモーゲージによる高齢者の福祉の向上について検討します。

リバースモーゲージ：持ち家はあるが現金収入に乏しい高齢者が、その持ち家を担保に年金方式で生活資金を借り、死後住宅を売却して返済する、いわゆる「持ち家担保年金」のこと。

施設福祉対策の推進

特別養護老人ホームや老人保健施設等の高齢者保健福祉施設の整備充実については、関係機関との連携を図り、施設設置主体等の関係団体への助言・指導に努めます。

また、痴呆性高齢者グループホームやグループリビングなどの建設事業の推進を図ります。

主要事業

施策区分	内 容
介護サービス、在宅自立支援事業の充実	福祉サービス実施体制の充実による介護保険サービスの充実
	新市における在宅介護支援センターのネットワーク再編成・再整備
生きがい対策、社会参加対策の充実	生きがいデイサービス等介護予防支援事業の充実
	元気老人に対する生きがい活動支援
	シルバー人材活動への支援の充実
	高齢者筋力向上トレーニング事業等による高齢者の体力の維持・増進
	リバースモゲージの検討による高齢者福祉の向上と住環境の整備
施設福祉対策の推進	老人福祉施設整備事業の推進
	痴呆性高齢者グループホームやグループリビング等建設事業の推進

(4) 障がい者の自立を目指すまちづくり

【障がい者福祉の充実】

専門的な相談体制の充実

支援費制度への移行等に伴い、新市においても障がい者福祉施策について一層の充実を図っていかねばなりません。このため、新市障がい者計画を策定し、これをもとに保健・医療との連携を深めた体制整備を図り、障がい者のための専門的な相談指導活動の充実を図ります。

障がい者在宅福祉サービス等の充実

障がい者が住み慣れた地域のなかで、ノーマライゼーションの理念に基づいた生活と社会参加を促進するため障がい者支援センターの設置の検討、自立支援事業や作業所の整備等を推進するとともに、障がい者に対するデイサービスやホームヘルプサービスの充実、グループホームの整備等に努めます。

主要事業

施策区分	内 容
専門的な相談体制の充実	障がい者のための専門的な相談指導体制の確立
障がい者在宅福祉サービス等の充実	障がい者支援サービスセンターの設置検討
	障がい者小規模作業所の整備の推進
	障がい者の在宅サービス・自立支援事業の推進

5 個性が光るいきいき生涯学習・スポーツのまちづくり

(1) 個性が光る生涯学習・生涯スポーツのまちづくり

【生涯学習・スポーツ活動の充実】

生涯学習体制の確立

地域の将来の発展に向けた人づくり・生涯学習の展開、多様化する生涯学習・スポーツなどの市民ニーズに応えるため、新市の生涯学習推進体制の確立（中央生涯学習センター・地区生涯学習センターの配置体制等）、生涯学習・スポーツ団体の統合・再編確立を図ります。

生涯学習・スポーツ施設のネットワーク化整備の推進

生涯学習の拠点となる図書館等の整備を図るとともに各種生涯学習・スポーツ施設間の情報ネットワーク体制を整備し、施設の空き情報や催物情報などの提供、広報活動の充実、講師・指導者・ボランティア等の人材登録情報の提供の充実等に努めます。

また、県営の本格的な生涯学習・スポーツ施設の誘致に努めます。

生涯学習・スポーツ活動・イベントの充実

市民ニーズや社会経済動向の把握に努めつつ、指導者や学習ボランティアの発掘・育成を進め、多様な講座、教室、大会等の企画開催を図ります。特に青少年の健全育成活動の充実に努めます。

また、全市的な生涯学習フェスティバルや体育祭などの開催について検討し、市民の一体感意識の醸成に努めます。

市民に利用しやすい施設運営方針の検討

総合型地域スポーツクラブの設立促進など、市民が利用しやすい施設運営方法について検討し、管理運営体制の再構築を図ります。

主要事業

施策区分	内 容
生涯学習体制の確立	公民館体制と生涯学習推進体制の再編確立事業の推進
生涯学習・スポーツ施設のネットワーク化整備の推進	新市の拠点となる図書館の整備
	総合運動公園の整備
	主要な生涯学習・スポーツ・文化施設間のネットワークシステム構築事業の推進
	県営の本格的な生涯学習・スポーツ施設の誘致促進
生涯学習・スポーツ活動・イベントの充実	生涯学習振興事業の推進
	青少年健全育成事業の推進
	生涯学習フェスティバルや体育祭などの開催
市民に利用しやすい施設運営方針の検討	総合型地域スポーツクラブの設立促進
	各種施設の管理運営体制の再構築

(2) 歴史・文化の継承と芸術文化のまちづくり

【地域文化の継承】【文化芸術活動の充実】

文化財等の調査・保存・伝承と公開の充実

新市には、相馬野馬追をはじめ多数の指定文化財や無形民俗文化財等があるほか、浦尻貝塚など多くの埋蔵文化財包蔵地が点在しています。これらの歴史遺産を、専門職員の充実を図りながら適切に保存・保護・伝承をしていきます。また、埋蔵文化財の計画的な調査を進め、その成果等をデータベース化し、インターネット上で公開し、住民に広く情報提供するとともに、拠点施設としての文化財センターの整備を図ります。

市民相互のふるさと学習交流の推進

かつて飢饉を乗り越え相馬藩を復興に導いた報徳仕法や塩の道などの郷土の歴史や文化等について、市民が広く学び、ふれあうことのできる、ふるさと学習活動の全市的展開を図ります。

これら地域文化の継承、ふるさと学習など文化活動の充実のため地域内の各分野の人材発掘・コーディネーター育成に努めます。

市民参加の自主文化芸術事業の展開

文化会館や生涯学習センターを拠点に、音楽・演劇・美術など多様な分野にわたる市民参加の自主文化芸術事業の展開や他市町村文化芸術施設との文化交流事業の創出等に努めます。

主要事業

施策区分	内 容
文化財等の調査・保存・伝承と公開の充実	文化財センター建設事業の推進
	指定文化財環境整備事業の推進
	専門職員の充実と伝統文化の保存・保護・伝承活動の充実
	浦尻貝塚保存事業の推進
	泉廃寺跡保存整備事業の推進
	高見町古墳群整備事業の推進
	文化財情報のデータベース化と情報公開、情報提供事業の推進 市史編さん事業の推進
市民相互のふるさと学習交流の推進	全市的なふるさと学習活動の展開
	地域の人材発掘と育成による地域文化の継承とふるさと学習の充実
	報徳仕法を生かしたまちづくり事業の推進
市民参加の自主文化芸術事業の展開	芸術文化振興事業の推進
	市民参加の自主文化芸術活動の推進
	他市町村文化芸術施設との文化交流事業の推進
	県立の美術館・博物館（複合分館）の誘致促進

(3) 生きる力を育む学校づくり

【学校教育の充実】

地域に根ざした特色ある学校づくりの推進

明日の時代を担う子どもたちのよさや可能性を伸ばす教育により、学力の向上と豊かな心の教育に努めるとともに、「総合的な学習の時間」の充実や食育教育の推進、報徳仕法の伝承などふるさと学習の推進等により地域に根ざした特色ある学校づくりを展開します。

また、30人学級については地域特性も踏まえ推進を検討します。

学校施設の計画的な整備の推進

施設面では、老朽化している校舎及び体育館等について計画的に改修等を行って

いきます。

また、通学区域の見直しや学校施設の適正配置、給食センター施設の整備等について検討します。

地域に開かれた学校運営の推進

新たな時代に対応した教育や子どもの「生きる力」を育てる取組みを推進するため、情報教育の充実及び学校評議員制度の有効活用等により家庭・学校・地域社会が一体となった開かれた学校運営に努めます。

高等学校や高等教育の充実の推進

若者の地域への定着と教育レベルの向上を図るため、既存の高等学校の充実強化や専門化の推進、さらには大学、専門学校誘致などに取り組みます。

主要事業

施策区分	内 容
地域に根ざした特色ある学校づくりの推進	地域に根ざした特色ある学校づくりの推進
	中学校 30 人学級対応事業の継続
	遠距離児童通学費補助事業の推進
学校施設の計画的な整備の推進	老朽化した学校施設の計画的な整備改修・耐震化整備の推進
	通学区域の見直しや学校施設の適正配置の検討
	給食センター整備等の検討
地域に開かれた学校運営の推進	家庭・学校・地域社会が一体となった開かれた学校運営の推進
高等学校や高等教育の充実の推進	既存高等学校の充実強化と専門化の推進
	大学や専門学校などの誘致促進

(4) 特色を生かした市民交流のまちづくり

【国際交流・地域間交流活動の推進】

国際交流の推進

交流の時代に対応し、活発な交流による地域活力の創出を目指して、国内外の都市との交流を積極的に進めていく必要があります。特に国際交流の面で様々な支援活動を展開する市民団体と連携して、国際感覚豊かな市民の育成に努めます。

また、外国人にも暮らしやすいまちづくりの推進に努めます。

全国各地の都市との交流の促進

国内交流としても、これまで進めてきた友好都市交流や報徳サミットなどの交流事業を全市的あるいは地域的に引き継ぎ継続するなど、全国各地の都市等と交流活動を進めます。

主要事業

施策区分	内 容
国際交流の推進	国際交流・国際協力活動を推進する市民団体の設立・育成と交流活動支援事業の推進
	外国人にも暮らしやすいまちづくりの推進
全国各地の都市との交流の促進	友好都市交流や報徳サミットなどの地域間交流事業の推進

6 市民が主役・住民自治のまちづくり

(1) 住民主体のまちづくり

【コミュニティ活動・ボランティア活動・NPO活動の充実】

まちづくり基本条例の制定

市民一人ひとりが自ら考え行動する市民自治のまちづくりを実現するために、市民の権利と義務、行政の責任、市民の信託のかたち、市民と行政のパートナーシップの確立、市民参加の手続きなどを定めた「まちづくり基本条例」を検討します。

住民主導のコミュニティ活動への支援の充実

新しいコミュニティ体制のあり方について検討・確立するとともに、行政区等を単位とする住民主導のコミュニティ活動・地域活力創出事業等に対する支援制度及び情報提供体制の確立等を図って、コミュニティ活動の活性化を促します。

ボランティア活動・NPO活動への支援の充実

福祉、教育、文化、スポーツ、交流、防災、人権、環境など多様な分野の各種団体との連携を図り、幅広い住民のボランティア活動やNPO活動への参加を促すとともに、各種団体活動への支援の充実を図って市民相互が共に支えあう住民自治のまちづくりの推進に努めます。

主要事業

施策区分	内 容
まちづくり基本条例の制定	まちづくり基本条例の検討
住民主導のコミュニティ活動への支援の充実	自主的コミュニティ活動への支援の充実
	地域活力創出支援事業の推進
	行政区振興事業の推進
ボランティア活動・NPO活動への支援の充実	ボランティア活動・NPO活動への支援制度の確立と支援の充実
	市民活動センター運営支援事業の推進
	各種団体が行う人材育成事業への助成事業の推進

(2) 市民にわかりやすいまちづくり

【行財政体制の確立と情報公開の推進】

行政の基本体制の確立

新市各地域の実情に即し、かつ新市にふさわしい組織体制で新市の行政を執行するため、本庁を置き、更に旧市町にそれぞれ総合支所を置くこととします。

特に、新市合併の理念及び新市の将来像の具現化を図るため、旧市町を単位とする「地域自治区」を設けます。

「地域自治区」は、身近な住民サービスを提供する総合支所としての「区役所」と、これに連携する住民組織の「地域協議会」で構成します。

地域づくりの基本方向

- (1) 住民に身近なところで住民に身近な行政サービスを継続します。
- (2) これまでの地域特性や個性を尊重します。
- (3) 住民の意向を行政に反映できるシステムをつくります。
- (4) 行政と住民等が協働して担う地域づくりを進めます。

本庁・区役所の役割・権限と組織の確立方向

【基本事項】

- (1) 住民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構
- (2) 簡素で効率的な組織・機構
- (3) 新市建設や新たな行政課題に的確・迅速に対応できる組織・機構
- (4) 住民要望や地域の課題に的確に対応できる組織・機構

【本 庁】

本庁は、新市の発展をめざし、新市全体の行政施策の企画立案、財政運営と予算配分、重点事業の執行、組織機構と人事の管理、条例規則等の整備及び地域間の総合調整を担うものとし、

【区役所】

区役所は、地域振興に向けた施策の展開及び住民の身近なところで地域のニーズにより行う行政サービスを担うものとし、これまで旧市町が行ってきた行政サービスのうち、地域住民に対する直接的なサービスについては、新市においても

継続して行うものとしします。

このため、区役所には、地域のことは地域でできる一定の予算配分と必要な職員を確保します。

地域自治組織制度の設置方向

行政は、その事務を適切かつ効率的に処理するとともに、住民に身近なところで住民の意向を踏まえつつ効果的に処理するという観点が重要です。

こうしたことから、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域づくりを進めるため、地域自治区（区役所＋地域協議会）を設けます。

【地域自治区】

旧市町の区域を単位として設け、新市の行政執行機関としての区役所を置くもので、団体自治としての行政執行とともに、その地域の行政はその地域の住民の意思によって自主的に処理される住民自治を進めます。

具体的には、地域振興計画の策定と進行管理、予算原案の作成、区役所業務の改善、基金による地域独自事業の推進などとしします。

【地域協議会】

自らの地域は自ら創ることを基本とした住民自治の推進と、地方分権社会に対応した地域コミュニティの確保をめざす住民組織とし、地域自治区運営に係る総合的な協議機関として住民と行政のパートナーシップとともに協働のまちづくりを図ります。

【地域自治区の長】

地域自治区には、当面、市長を補佐し、担任する地域の事務を総理し、かつ、新市の運営方針、重要施策の決定に参画できる特別職としての区長を置くこととします。

情報公開の徹底と住民参画行政の一層の推進

行政の説明責任を踏まえた広報・広聴体制の充実や情報公開体制・制度の充実を図るほか、行政手続きの透明化等を一層進めます。また、行政が進める重要な施策・事業について計画段階から住民参画を進める制度の確立や住民アンケート等による意思決定の制度化等について検討するなど、参画と協働のまちづくり、市民にわかりやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

行政運営の充実

地方分権に対応した行政経営システムの構築、市民の視点での行政評価制度の導入、職員の意識改革・研修の充実強化などを行い、行財政改革の推進に努めます。

電子自治体化の促進

庁内情報システムの整備を推進するとともに、地域情報システムの構築・推進を図るなど電子自治体化の促進等に取り組みます。

本庁舎・区役所庁舎施設の再配置整備の推進

現庁舎の活用等による新市の本庁舎・区役所庁舎の再配置整備を図るとともに、計画的に整備・改修・設備更新等を進めます。

健全な財政基盤の確立

財政面では、民間委託を推進するとともに合併の効果や事業効果等を総合的に勘案し、財源の計画的・効率的執行や民間活力の導入、経常経費の削減等に努めることにより、健全な財政基盤の確立を図ります。

主要事業

施策区分	内 容
行政の基本体制の確立	本庁・区役所の役割・権限と組織の再構築
	地域自治組織制度の確立
情報公開の徹底と住民参画行政の一層の推進	情報公開体制・制度の拡充と事業の推進
	広報広聴活動の拡充事業の推進
	重要施策・事業等への住民参画制度の確立
行政運営の充実	行政経営システム構築事業の推進
電子自治体化の促進	電子自治体の構築と区役所間ネットワーク構築事業の推進
	住基関係システム・文書管理システム等の統合・運用事業の推進
本庁舎・区役所庁舎施設の再配置整備の推進	新市の本庁・区役所の再配置整備事業の推進
	小高区役所庁舎建設事業の推進（消防分署と併設）
	既存区役所庁舎の耐震改修整備事業の推進
	本庁舎建設事業の推進
健全な財政基盤の確立	行財政改革の推進による健全な財政基盤の確立
	財務会計システムの統合・運用事業の推進

(3) 男女共同参画社会の確立

【男女共同参画のまちづくり】

意志決定過程における男女共同参画の拡大

女性の多様な能力を引き出す学習活動への支援や女性団体・グループへの活動支援など女性のエンパワーメントへの支援を推進します。

また、各種審議会や委員会等への女性委員の積極登用に努めます。

多様な働き方を可能にする環境づくり

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの労働関係法令の普及啓発に努め、男女ともに家庭生活と職業生活の両立が可能になるよう支援します。

また、性別に関係なく、能力と意欲を生かせるような労働環境の整備や、女性の能力発揮のための積極的取り組みを各企業に促進するとともに、再就職や起業についても幅広く支援します。

男女の人権が侵害されることのない社会づくり

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力や人権の侵害を許さない社会づくりのため、広報やセミナーなどによる啓発を進めます。

また、被害者への相談体制の充実やシェルターの確保など救済体制の整備充実について検討します。

主要事業

施策区分	内 容
意志決定過程における男女共同参画の拡大	男女共同参画計画の策定
	女性団体・グループへの活動支援の推進
	審議会等への女性委員の登用の推進
多様な働き方を可能にする環境づくり	男女雇用機会均等法など普及定着活動の推進
	再就職求人・求職情報の提供等の検討
男女の人権が侵害されることのない社会づくり	女性に対する暴力等を許さない啓発活動の推進
	被害者への相談体制・救済体制の充実

第5章 県事業の推進

1 福島県の役割

福島県は、地方分権を一層進めるため、また県内の均衡ある発展を図るため、新市が合併で豊かつ多様となる地域資源を最大限に活用しつつ、住民と一体的となった地域づくりを行うことができるよう「福島県新長期総合計画」や「福島県原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画」、さらには「福島県市町村合併支援プラン」の趣旨等を踏まえて積極的に支援します。

2 新市における福島県事業

新市で取り組む施策の体系に即して福島県事業を検討すれば以下のとおりまとめられます。

水と緑の自然を生かした環境重視のまちづくり

新市にとって環境重視のまちづくりは市民共通の願いであり、このことが市民一体感意識の源泉となっています。広域公園整備や河川・湖の環境整備、海岸環境整備など、山・川・海の豊かな自然環境を保全しつつ、自然と調和し共生する市民憩いの場等の整備を進めます。

主要事業

施策区分	福島県事業
公園・緑地・水辺の整備	都市公園整備事業
	元気ふくしま地域づくり交流促進事業
	漁港海岸環境整備事業

高速交通時代に対応する高付加価値産業のまちづくり

産業振興は、若者定住のためにも新市にとって最重点の施策の一つですが、農道・林道整備や河川など基幹水利整備、ほ場整備や防災排水、漁港の整備、産業技術開発や交流基盤整備など、新しい時代に対応し得る産業基盤の整備を支援します。

主要事業

施策区分	福島県事業
農林漁業の振興	農道整備事業
	林道整備事業
	治山事業
	基幹水利施設補修事業
	中山間地域総合整備事業
	農地防災事業
	海岸保全事業
	ほ場整備事業
	地域水産物供給基盤整備事業
工業の振興	県立浜高等技術専門校の機能強化
観光の振興	交流基盤整備事業（SA 周辺整備事業）

7万都市にふさわしい安全・安心で賑いのあるまちづくり

新市としての一体化を進めるとともに広域的な人・モノの交流促進の基盤となる主要な県道や国道等の改良整備の推進、市民の安全・安心を守る河川改修や海岸保全、土砂災害防止対策などを進めます。また、都市内の円滑な交通の確保と安全・快適な生活環境実現のため、都市計画道路の整備を計画的に進めます。

主要事業

施策区分	福島県事業
道路・鉄道・バス網の整備	常磐自動車道整備推進事業
	県道整備事業（道路改良、現道拡幅、交差点改良、踏切除却、歩道設置、歩道段差解消、歩道橋ほか）
防災対策の充実	河川改修事業
	高潮対策事業
	急傾斜地崩壊対策事業
	通常砂防事業
	治山事業

第6章 公共施設の統合整備の方針

1 統合整備の基本的考え方

公共施設は、住民の生活に大きな影響を及ぼすことから、統合整備すべきか、現状通りとすべきか、等について、今後、住民の利便性を考慮しつつ、慎重に検討する必要があります。

基本的には、小・中学校や保育所、幼稚園などの育児・教育施設をはじめ、福祉・文化スポーツのための各種公共施設の統合整備については、合併後において、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう充分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら検討していくものとします。また、公共施設の整備等に当たっては、民間資金の導入方式等も検討するなど、民間活力を生かした効率的な整備に努めます。

なお、庁舎については分庁舎方式を基本とし、旧庁舎については、住民サービスの低下を招かないよう、住民本位の考え方に立ち、必要な機能の整備を図っていきます。

新たな本庁舎の建設については、合併後において、市民参加による協議等により検討を行い、整備方針を確立します。

第7章 財政計画

1 合併による財政への効果

一般に市町村合併は特に財政面での効果が大きく、財政規模が大きくなることによってこれまで単独市町村では困難であった事業の実現が図られること、重複した事務事業の効率化などを通じた行財政改革によって相対的に歳出は削減されその部分を住民サービスの向上に充てることが可能となります。また、国は合併した場合本来削減される地方交付税を合併後15年間優遇し、この他、国・県の補助金制度なども整備されています。これに加え、合併に伴う新しい市の一体性の醸成や地域格差の是正などの生活環境整備のために合併特例債を活用することが可能となり、この元利償還金の70%は交付税措置されるなど、多くの合併支援措置を受けることが可能となります。

小高町・鹿島町・原町市の合併に伴って想定される財政面での支援措置や行財政改革の効果は次のようなものです。

国・県から10年間で約56億円の財政支援があります

交付税	約48.5億円
国補助金	約4.5億円
県交付金	約3億円

人件費を10年間で約55億円削減できます

合併により特別職、議員、職員の人数が減ることで人件費が削減できます。

- 1) 特別職の人件費・・・首長、助役、収入役、教育長などの特別職の人数が減ることにより、10年間で約5億円を削減できます。
- 2) 議員の人件費・・・議会議員の人数が減ることにより10年間で約10億円を削減できます。(定数26人で推計の場合)
- 3) 職員の人件費など・・・各市町のそれぞれの管理部門の職員を削減することなどにより職員数の削減が可能になります。新規採用を退職者の約半分にすることで10年間に約140人の職員を削減するなど、約40億円を削減できます。

その他経費を 10 年間で約 3 5 億円削減できます

3 市町でそれぞれ行っていた共通の行政事務に必要な委託料や事務経費などが削減できることから 10 年間で約 3 5 億円が削減できます。

2 策定の基本的考え方

以下に示す新市の財政計画は、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、合併年度及び 10 か年度（平成 17 年度～平成 27 年度）の財政運営の指針として、歳入・歳出を費目ごとに、過去の実績や現在の財政状況、地方財政制度等を踏まえ、普通会計ベースで作成しています。

作成にあたっては、健全な財政運営を基調に、前述の合併に伴う歳出の削減効果、行政水準の一元化による影響額、建設計画に必要な経費等を反映させるとともに、合併特例債等の財政支援措置を勘案しています。歳入・歳出の考え方は次のとおりです。

歳 入

地方税

住民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税について、現行の税制度を基本に、現在の経済状況や今後の人口推計値等を踏まえ見込んでいます。

地方交付税

現行の交付税制度を基本に、普通交付税算定の特例（合併算定替）により算定し、合併に係る財政支援措置や合併特例債等の元利償還金に対する交付税措置を見込んでいます。

国庫支出金・県支出金

一般行政経費分は過去の実績等により算定し、新市建設計画の事業分を見込んでいます。また、合併に伴う財政支援措置（合併市町村補助金、合併市町村支援交付金）を考慮しています。

地方債

新市建設計画事業の財源として、現行の地方債制度を基本に、普通交付税の算定に有利な合併特例債を見込んでいます。また、臨時財政対策債は平成 16 年

度額が今後も継続されるものとしています。

その他

地方譲与税、各種交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入等を、過去の実績や平成 16 年度の税源移譲などを勘案して見込んでいます。

歳 出

人件費

合併による特別職、議会議員等の定数の減による影響を見込んでいます。また、一般職については、前年度の退職者に対し、新規採用者の補充を抑制することにより、段階的に経費の削減を見込んでいます。

扶助費

合併による扶助費等の増加、少子・高齢化の進行に伴う影響を見込んでいます。

公債費

合併までの借入れに対する償還額と合併後の新市建設計画事業に伴う、合併特例債等の償還見込額を併せて見込んでいます。

物件費

合併による事務経費の削減効果を見込んでいます。

繰出金

各特別会計・企業会計への繰出金を見込んでいます。

普通建設事業費

現行の補助金制度、地方債制度を基本に、建設計画に位置づける普通建設事業費を見込んでいます。

その他

補助費、維持補修費等を、過去の実績や現在の経済状況等を勘案して見込んでいます。

3 財政計画

歳入

(単位:百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地方税	10,059	9,684	10,248	9,955	9,553	9,171	2,960	6,424	6,861	8,664
地方譲与税	788	1,062	555	530	499	485	473	443	418	401
各種交付金	1,189	1,156	1,020	940	898	918	853	812	831	918
地方交付税	5,730	6,256	6,339	6,608	7,263	7,834	20,203	16,228	15,598	12,828
普通交付税	4,772	5,181	5,362	5,620	6,320	6,821	6,826	7,259	7,338	6,299
特別交付税	958	1,075	977	988	943	1,013	4,495	982	997	1,074
震災復興特別交付税	0	0	0	0	0	0	8,882	7,987	7,263	5,455
分担金及び負担金	165	173	173	166	151	137	94	93	112	52
使用料及び手数料	568	522	536	542	544	513	235	350	352	338
国庫支出金	1,791	1,956	2,435	3,745	3,072	2,930	25,929	18,655	10,897	15,511
県支出金	1,387	1,332	1,356	1,522	1,614	1,776	7,846	11,310	17,971	46,048
財産収入	192	295	73	104	126	74	894	884	663	1,673
繰越金・繰入金	2,855	1,847	2,349	3,167	3,289	1,694	4,880	10,528	21,698	20,065
諸収入	1,503	1,453	1,366	1,543	1,564	1,376	2,025	1,583	1,196	1,422
地方債	3,964	3,981	3,452	4,627	4,313	2,487	1,995	2,192	2,874	3,513
歳入合計	30,191	29,717	29,902	33,449	32,886	29,395	68,387	69,502	79,471	111,433

歳出

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	5,792	5,534	5,643	5,460	5,522	4,556	6,132	4,709	4,492	4,775
扶助費	2,298	2,776	3,024	3,119	3,292	4,286	7,274	3,662	3,194	3,524
公債費	3,135	3,246	3,621	3,910	3,757	3,653	3,770	3,540	3,734	3,790
物件費	4,436	4,083	4,363	4,121	4,349	4,033	8,084	13,686	21,811	45,923
維持補修費	231	217	244	243	266	349	294	343	329	441
補助費等	2,875	3,547	3,473	4,258	4,981	3,619	3,841	5,290	4,445	5,145
積立金	1,892	1,340	1,460	1,357	658	858	24,807	21,409	6,170	6,680
投資・出資・貸付金	1,018	798	803	856	1,008	1,007	1,289	981	1,366	928
繰出金	2,381	1,831	1,855	1,448	2,078	2,179	3,088	2,673	2,483	4,297
投資の経費	5,274	5,463	4,527	6,402	5,834	3,204	3,918	8,561	18,441	26,702
普通建設事業費	5,272	5,349	4,479	6,373	5,731	3,161	1,619	4,683	15,546	23,217
災害復旧事業費	2	114	48	29	103	43	2,299	3,878	2,895	3,485
歳出合計	29,332	28,835	29,013	31,174	31,745	27,744	62,497	64,854	66,465	102,205

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
歳入-歳出	859	882	889	2,275	1,141	1,651	5,890	4,648	13,006	9,228
実質単年度収支	422	239	396	410	96	244	1,312	497	841	1,756
累計収支	422	183	213	197	293	537	1,849	2,346	3,187	4,943
財政調整基金残高	1,657	1,298	928	1,436	1,458	1,471	1,536	1,967	2,987	3,542
地域振興基金残高	770	1,542	2,311	2,225	2,064	1,931	1,814	1,600	1,629	1,356
東日本大震災復興・復興基金	-	-	-	-	-	-	2,411	9,342	11,944	12,319
普通会計基金残高	7,568	7,928	7,952	7,049	6,698	7,013	29,581	45,850	35,338	34,984
実質公債費比率	15.8%	16.4%	16.0%	16.7%	16.5%	15.7%	15.2%	14.4%	14.1%	12.9%

歳入

(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
地方税	8,633	8,236	9,155	8,974	8,892	8,971	8,860	8,799	8,798	8,673	8,551
地方譲与税	372	372	372	372	372	372	372	372	372	372	372
各種交付金	1,120	1,120	1,351	1,447	1,447	1,447	1,447	1,447	1,447	1,447	1,447
地方交付税	12,785	12,170	10,464	8,689	8,288	8,059	6,463	6,509	6,510	6,603	6,695
普通交付税	6,089	6,170	6,103	6,267	6,283	6,181	5,563	5,609	5,610	5,703	5,795
特別交付税	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	900	900	900	900	900
震災復興特別交付税	5,696	5,000	3,361	1,422	1,005	878	0	0	0	0	0
分担金及び負担金	68	66	65	123	121	118	116	113	111	109	106
使用料及び手数料	287	304	302	347	344	341	338	335	332	329	325
国庫支出金	12,376	9,451	8,791	3,994	3,812	3,763	2,696	2,719	2,743	2,766	2,790
県支出金	80,481	59,039	5,088	2,717	2,757	2,712	1,673	1,687	1,701	1,716	1,731
財産収入	881	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146
繰越金・繰入金	19,104	4,062	3,247	2,209	2,573	2,355	3,636	3,127	3,015	3,724	3,426
諸収入	1,553	1,624	1,763	1,693	1,624	1,541	1,527	1,527	1,527	1,527	1,527
地方債	4,669	2,838	4,089	2,398	2,359	2,261	3,332	3,341	3,341	5,360	5,379
歳入合計	142,329	99,428	44,833	33,109	32,735	32,086	30,606	30,122	30,043	32,772	32,495

歳出

(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
人件費	4,753	4,206	4,044	3,826	4,005	3,732	3,786	3,666	3,603	3,546	3,453
扶助費	3,721	4,079	4,089	4,100	4,111	4,154	4,198	4,243	4,288	4,335	4,383
公債費	5,032	2,947	2,968	2,994	3,096	3,144	3,277	3,288	3,295	3,103	3,103
物件費	78,054	60,147	8,754	5,171	5,253	5,474	5,304	5,167	5,058	4,971	4,867
維持補修費	625	637	650	663	676	690	703	717	732	746	762
補助費等	7,463	6,001	4,009	3,436	3,421	3,344	3,590	3,268	3,232	3,214	3,167
積立金	3,012	1,404	1,550	1,171	839	831	711	764	764	701	533
投資・出資・貸付金	1,731	1,264	1,190	1,200	1,215	1,154	970	847	834	822	812
繰出金	4,650	4,754	4,215	2,756	2,826	2,917	2,977	3,072	3,147	3,244	3,325
投資の経費	31,560	12,245	12,501	7,192	6,693	6,046	4,490	4,490	4,490	7,490	7,490
普通建設事業費	27,081	11,567	12,095	7,162	6,663	6,016	4,460	4,460	4,460	7,460	7,460
災害復旧事業費	4,479	678	406	30	30	30	30	30	30	30	30
歳出合計	140,601	97,684	43,970	32,509	32,135	31,486	30,006	29,522	29,443	32,172	31,895

(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
歳入-歳出	1,728	1,744	863	600	600	600	600	600	600	600	600
実質単年度収支	1,546	880	9	37	568	531	315	516	530	394	769
累計収支	3,397	4,277	4,268	4,231	3,663	3,132	2,817	2,301	1,771	1,377	608
財政調整基金残高	3,383	4,247	5,119	5,345	4,776	4,245	3,931	3,415	2,884	2,490	1,721
地域振興基金残高	1,066	835	605	375	230	171	112	52	0	0	0
東日本大震災復興・復興基金	9,881	8,702	8,063	7,583	7,078	6,491	4,361	2,951	1,668	508	0
普通会計基金残高	27,489	26,560	26,607	26,433	25,299	24,376	14,716	12,953	11,303	8,879	6,587
実質公債費比率	12.5%	10.6%	9.3%	7.7%	7.7%	8.1%	8.8%	9.4%	9.9%	9.7%	9.5%

普通会計基金残高中、東日本大震災復興交付金基金については、残額見込額を平成33年度で国へ返還するものとして記載しています。

維持補修費

市町村が管理する公共施設等の機能を維持するための補修費用です。

一般財源

使途が特定されずに、どのような経費にも使用することが出来る財源です。

市町村税や地方交付税などがこれにあたります。

一本算定

市町村の普通交付税の算定は、それぞれの団体ごとに算定されています。従って、合併を行った場合は、当然のことながら1団体として普通交付税が算定され交付されることになります。これを「一本算定」といいます。

合併特例法

市町村の合併に関する特例などを定めた法律です。正式には「市町村の合併の特例に関する法律」といいます。

「市町村の合併」とは、市町村の合体、編入などにより、少なくとも一つ以上市町村の数が減少することをいいます。

合併特例債

市町村合併に対する国の財政支援の一つで、合併後の新市が新市建設計画に基づいて行う建設事業及び基金の造成に対して、合併後10年間充当される地方債で、事業費の95%が充当され、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

基金

ある特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産のことです。要するに「市町村の貯金（貯蓄）」にあたります。

起債制限比率

地方債（市町村債）の許可制限のために総務省の地方債許可方針において定められた指標で、繰り上げ償還などの臨時的な要因や、公債費に充てられる特定の財源、地方交付税などにより他から措置される財源等を除いて、市や町や村が負担しなければならない公債費が標準的な一般財源に占める割合のことをいいます。

この指標が20%以上になると、一部の地方債の許可が制限されます。

基準財政収入額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体の財政力を合理的かつ客観的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる地方税など税収入を一定の方法によって算定した額です。

基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的で妥当な水準の行政サービス等を実施し、又は施設の維持のために必要とされる財政需要（支出）を、一定の算式により算定した一般財源の額です。

義務的経費

歳出のうち、その支出が義務づけられており、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のことで、職員給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び市町村債の元利償還金の公債費からなっています。

繰出金

一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費や、定額の資金を運用するための基金に対する支出です。

経常収支比率

人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、市町村税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入である一般財源がどの程度使われているかをみることにより、その市町村の財政の弾力性を判断するための指標です。

減債基金

地方債（市町村債）の償還（公債費）は、収入の減少等に関係なく支出しなければならない義務的経費であることから、この償還を計画的に行うための資金を積み立てるものです。

公債費

市町村が借り入れた地方債（市町村債）の元利償還金及び一時借入金の利子の合計額です。

国庫支出金・県支出金

国や県から各市町村に対して支出される負担金・補助金・委託金・交付金のことです。

コーホート要因法

人口変動の要因を出生率、死亡率、移動率に分離して取り扱い、それぞれの要因を積み上げることによって、将来人口を推計する方法です。

財政調整基金

不況による急激な税収の落ち込みや、災害や緊急に実施すべき大規模な事業等による予期せぬ支出の増加などに備えるための積立金です。

三位一体の改革

2006年度までに、国庫補助負担金の縮減・廃止 地方交付税の見直し 地方への税財源の移譲の3つの方向から、国と地方の税財政改革を進めようとするものです。

人件費

議会議員及び各種委員の報酬、特別職及び一般職の給与、手当、共済費、退職金などです。

市・町・村税

地方税のうち市町村に属する税金で、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税などがあります。

自動車取得税交付金

県が、自動車の取得に対して徴収する税で、その一部を市町村が道路関係費用に当てる財源として、道路延長及び面積に按分して交付します。

使用料及び手数料

公共施設を利用する時の利用料金のほか、各種証明書の発行や公共サービスを受ける際の手数料などです。

地方交付税

国税のうち、所得税及び酒税・法人税・消費税・たばこ税を合算した額等（いずれも収入見込額）を総額として、国が地方公共団体に交付する税のことをいいます。

この制度の目的は、地方公共団体の自主性を損なわずにその財源（一般財源）の均衡化と保障を図り、独立性を強化するものです。

地方交付税には、毎年度、一定の算式により交付される普通交付税と当該年度の特事情により交付される特別交付税があります。

地方債（市債・町債）

市や町が財政上必要とする資金を外部から調達するために生ずる債務であって、その返済が一会計年度を超えておこなわれるものをいいます。要するに、「市町村の借金」にあたります。

なお、地方債（市町村債）を起こすことを「起債」といいます。

地方消費税交付金

平成6年秋の税制改革の一環として、地方分権、地域福祉の充実等のため地方税源の充実を図るため創設された県税の一つ。

県で徴収された地方消費税額の1/2に相当する額について、人口と従業者数により各市町に交付されます。

地方税

租税のうち、地方公共団体が課税権を持っているもので、大きく県税と市町村税に分けられています。

地方譲与税

国税として徴収され、そのまま地方に譲与される税です。課税の便宣上などの理由から徴収事務を国が代行しているもので、地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがあります。

地方特例交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補てんするために、将来の税制の抜本的な見直しが行われるまでの間交付されるものです。

投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設などまちづくりの整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっています。

特定財源

財源の用途が特定されているものをいいます。

国庫支出金、県支出金、地方債、分担金、負担金、使用料及び手数料などのうち用途が指定されているものです。

扶助費

生活保護法、老人福祉法、身体障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費です。

物件費

主に賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料などの消費的性質の経費をいいます。

普通建設事業費

道路や河川などの公共土木施設、治山治水施設、農林水産施設、学校、公民館、公営住宅等の公共施設等の新設・増設や改良にかかる経費です。

補助費等

報償費（報奨金等）、役務費（保険料）、そして各団体等に対して支出する負担金・補助及び交付金などです。

利子割交付金

県が、個人及び法人の支払いを受けるべき利子等の額によって課税した税額について、一定の割合で計算した額が市町村に交付されます。

臨時財政対策債

地方の財政対策として、国が地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式に替えて、平成13年度から地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）として発行するもの。

この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額について後年度地方交付税の基準財政需要額に算入されることや、他の起債と違い不足する地方財政の一般財源となることから財政上は地方交付税と同じと考えられます。

類似団体

まちの規模や性質などが似通っている市町村を、一定の類型に従い分けられたものです。わがまちと同程度の態様のまちの財政状況などを把握するために、最も身近な尺度となります。

類似団体を分ける要素には、「人口規模」と「産業構造」の二つの要素によって、都市29類型、町村39類型に分類されています。

【報徳仕法とは】

全国六百余の貧窮した郡村や貧窮状態の藩の財政再建を図るために立てられた、二宮尊徳発案による詳細緻密な救済復興事業を『報徳仕法』と呼んでいます。

この仕法を一貫する指導原理は、尊徳が少年時代、逆境の中で学びとった無から有を生じる創意と大自然の原理から悟った独自の思想（思想の三大原則である勤労・分度・推譲や積小為大・一元融合など）を背景としたものでした。

報徳

尊徳の説く「報徳」とは、過去・現在・未来を貫く「天・地・人の徳」に報いることです。人間主体の勤労の徳と万物を育む天地の徳とが合うことによってはじめて人間は生存することができることから、その徳に感謝し、報いる気持ちをもって生きなければならないとしています。

至誠

至誠とは「真心（まっすぐで思いやりのある心）」です。尊徳の仕法や考え方、生き方の中心となるものです。この「至誠」が尊徳の教えのすべての土台になっています。

勤労

自分にできる仕事に励むことです。そのことにより生活の糧が生みだされ、他の経済活動へと発展します。人は働くことによって、はじめて人間らしく生きていくことができます。また、働くことを通して知恵をみがき、自己を向上させることができますとしています。

分度

収入、能力、資源、回復力の限界（分）を言い、それを心得て生活や事業をすることが大切と説いています。

「入るを計って出るを制す」という考え方にも通じます。分度を立て節約に努めれば、必ず余裕、ゆとりが生みだせます。

人は自分の置かれた状況や立場をわきまえ、それにふさわしい生活を送ることが大切であり、収入に応じた一定の基準（分度）を設定し、その範囲内で生活することが必要です。

推譲

分度によって生まれた余力（お金、食糧など）を自分の将来や社会のために推し譲ることです。

節約によって余った分は家族や子孫のために蓄えたり（自譲）、他人や社会のために譲ったり（他譲）することにより、人間らしい幸福な社会ができるとしています。

積小為大

小さいことも見逃さず、大切に積み重ねれば、大きな仕事、目的を達成できるという考えです。

小さな努力の積み重ねが、やがて大きな収穫や発展に結びつきます。小事をおろそかにする者に、大事が果たせるわけがないとしています。

一円融合

すべてのものは互いに働き合い、一体となって結果が出るという教えです。

たとえば、稲などの植物が育つにも、水、温度、土、養分、日光、炭酸ガス、空気などが必要で、どの一つが欠けても育ちません。それらが関係し合って生命が保たれています。

人間が生きていけるのも、自然やまわりの人のお陰です。この世で対立する全てのものを切り離して考えるのではなく、一つの円のようなつながりのあるものとしてとらえていく考え方です。

新田開発 心田開発

尊徳は仕法の成功には、それに向かう人々の真剣さを協調する気持ちの高まりを何よりも大切に考えました。新しい田んぼの開発や村の復興には、まず、それを自らの問題として取り組もうとする一人一人の心の育成を何よりも大切にしなければなりません。

農業復興（事業、行政）は、まず、そこに住む（それを行う）人の心構えを改めていくことであるとしています。